

「古河市こども計画 KODOMO GRAND DESIGN 2025-2029」

令和7年度進捗状況報告書

○ 令和7年度「古河市こども計画 KODOMO GRAND DESIGN 2025-2029」進捗状況

目標1 こどもが権利を主体として尊重され、自分らしく育つことができるまち

(1) こどもの権利に関する理解促進	1
(2) こどもの意見表明・参加	1
(3) こどもの権利侵害の防止、相談	2

目標2 こどもが自分の成長と発達にあわせた支援を受けることができるまち

(1) こどもの心と身体の医療、健康	3
(2) 成長・発達に応じた切れ目ない支援	4
(3) 若者の自立支援・社会参加	5

目標3 こどもが家庭や地域の守りや支えで安心してのびのび育つことができるまち

(1) 安心して出産できる環境づくり	6
(2) 子育て家庭への支援	6
(3) 特に配慮が必要な家庭への支援	8
(4) 地域でこども・若者に携わる人への支援	9

目標4 こどもが自分らしく生きる力を育むまち

(1) 乳幼児期から学童期の教育・保育の充実	10
(2) こどもがのびのび育つ教育機会の提供	10
(3) こどもの居場所・活動・体験機会の提供	11

目標5 こどももおとなも「育つ楽しみ、育てる楽しみ」を感じるまち

(1) こどもの文化・スポーツ・芸術の支援	12
(2) こどもの成育に配慮したまちづくり	13

成果指標項目	14
--------	----

・評価基準

下記判定区分に基づき、担当部署は 達成度 の観点から評価を実施しています。

達成度

評価	目標設定
A	90～100%
B	60～89%
C	30～59%
D	0～29%

目標1 こどもが権利の主体として尊重され、自分らしく育つことができるまち

(1) こどもの権利に関する理解促進

取り組み	内容	担当課	取り組み内容(活動と成果)	評価	課題・改善点	方針	取組の方向性
こどもの権利に関する普及・啓発	こども用、おとな用のリーフレットや、こどもに分かりやすい動画、ポスター、チラシの作成等、様々な媒体や手法を用いて、こどもやこどもに関わるおとなへの普及・啓発を図ります。また、市職員や教職員、施設職員等のこどもに関わる専門職、子育て支援団体等の関係者に対して研修等を実施します。	こども政策課	市HP上で、こども基本法のパンフレットを掲載しこどもの権利について周知をしている。	B	市HP上に、こどもの意見表明に関するページはあるものの、こどもの権利として発している内容ではないため、こどもの権利についてのページを作成し啓発を行うなど改善していきたい。	継続	市HP上などで引き続き情報発信を行い、こどもの権利について啓発活動を行う。
		人権推進課	就学時検診に合わせ、全新入学児の親・保護者に向け「こどもの個性を応援する」をテーマにした啓発チラシ(約1200部)を配付した。	A	児童の親・保護者に啓発メッセージを周知することができた。	継続	未就学児検診の際の啓発活動については、親子を中心とした数多くの対象に周知可能な貴重な機会であるため、内容を改良しながら引き続き行う。
人権擁護委員による相談啓発	人権擁護委員による人権相談、各学校に配布されたSOSミニレターによる相談、人権教室等を実施することにより、個人の基本的人権を守り、また、人権が身近で大切なものであることを知ってもらうよう相談、救済、啓発に努めます。	人権推進課	・定例相談4回×2か所、特設相談2回×3か所で実施。 ・10/25(土)ヨークベニマル古河店にて啓発リーフレット及び啓発品の配布 ・12月4日(木)～12月10日(水)人権週間にあわせ市内公施設5か所に啓発ブースを設置し、ポスター掲示とリーフレットと啓発品の配布を実施。 ・市内小中学校へSOSミニレターの配布依頼。また、全国一斉こどもの人権相談強化週間の啓発活動としてポスター掲示依頼。 ・人権擁護委員による人権教室・集会を市内小中学校で実施、DVD等の教材を用いて、いじめ防止、思いやりの心、命の尊さを教える啓発活動を実施。	A	・定例・特設相談日を設けて実施した。今後も日常生活における人権問題を相談できる身近な窓口として継続実施する。 ・人権週間にあわせた啓発活動では、ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見や差別をなくそう(18の啓発活動強調事項の(9))をテーマに啓発ブースを設置し、人権尊重の重要性を正しく理解し、互いの人権を尊重し合うことの大切さについて認識を深めることを目的とした啓発活動を行うことができた。毎年テーマを持った啓発活動を継続する。 ・人権教室は、市内小中学校を対象に、いじめ等の人権問題について考える機会を作り、相手への思いやりの心や生命の尊さを体得することができる啓発活動を実施した。人権教室の開催について毎年各小中学校からも要望いただいており、今後も有効な啓発活動として継続的に実施する。	継続	人権擁護委員による人権相談、各学校に配布されたSOSミニレターによる相談、人権教室等は、こどもにとって身近な人権擁護の機会確保にあたるため、継続して取り組む。
人権教育、道徳教育の充実	教育活動全体を通して、生命を尊重し、自他のよさを認め合う豊かな心を育むために、人権教育・道徳教育の充実を図ります。	指導課	・人権教育推進訪問を通して、人権教育・道徳教育の推進、向上を図った。 ・全ての小中学校で「人権教育全体計画」「人権教育推進計画」を作成。また年度途中の見直しを行った。 ・全ての小中学校で人権教育実践報告書を作成し、相互で情報共有できる環境を整えることで、さらなる人権教育の推進を図った。	A	・人権教育推進訪問を通して、人権教育・道徳教育のさらなる推進を図ることができ、教職員の人権意識が高まった。 ・人権教育全体計画、人権教育推進計画を作成したり、見直しを図ったりすることで、児童生徒の人権意識を育むことができた。 ・人権教育実践報告を共有することで、市内全体の人権意識、道徳教育を高めることができた。	継続	令和7年度の取り組みを継続しながら、児童生徒、教職員の人権意識を高め、いじめの未然防止や不登校児童生徒の解消につなげるようにしていく。
		生涯学習課	・なかよし古河市人権啓発絵手紙の募集 ・人権啓発リーフレットの作成 ・人権教育講演会の開催 ・人権について考える会の開催(小中学生の人権作文発表)	B	・夏休み中に、小中学生や一般の方を対象として「なかよし古河市人権啓発絵手紙」の募集を行い、入選作品10点を人権啓発リーフレットの表紙に掲載した。これを広報を通じた配布と各施設や小中学校へ配布することで人権意識の涵養を図ることができた。 ・講演会を開催し、教職員の参加を通じて人権意識の高揚を図ることができた。	継続	令和7年度の取組を継続しながら、人権教育の充実を図る。
男女共同参画・ダイバーシティ推進体制の充実	こどもたち、そしてそのこどもたちに関わるおとなたちの誰もが男女共同参画・ダイバーシティの視点を身に付けることができるよう、教育・学習機会の充実を図ります。	人権推進課	・3/8(日)に、TSURUTAふくろうの森プラザにて「男女共同参画セミナー」を開催した。東映アニメーション㈱の鷲尾天氏を講師に迎え、作品を通じた「個性の尊重」や「自分らしく生きること」についての講演を行い、101名の参加があった。	A	・アニメ「プリキュア」シリーズを題材に、個性の尊重や多様な生き方への理解を幅広い世代へ啓発できた。また、キッズスペース等の環境整備により、従来参加の少なかった子育て世代や若年層に対しても効果的な啓発を行うことができた。今後も身近な視点からの啓発を継続し、意識の定着を図る。	継続	こどもやこどもに関わる大人を対象とした啓発は、従来の事業では参加対象としてのアプローチが少なかったことから、今後も重点的に啓発事業の対象としたい。

(2) こどもの意見表明・参加

取り組み	内容	担当課	取り組み内容(活動と成果)	評価	課題・改善点	方針	取組の方向性
こどもの意見表明の推進	こども・若者が、意見や相談の内容、本人の意向に合わせて最適な手段を選択できるよう、対面、インターネット(オンライン)、紙媒体等、多様な手段を検証し提供します。この仕組みを通じて、こども・若者及び市や関係団体等とが双方向で円滑なコミュニケーションをとることにより、相互の理解と共感を深めます。さらに、こどもの声を施策や事業に反映できるように仕組みづくりを進めます。	企画課	市長が様々な企業や団体を訪問して活動見学や意見交換を行う「市長がたずねるまちづくり」と合同でこどもの意見表明を行った。令和7年度は古河第二高等学校(1年1組)、二十歳のつどい実行委員会を訪問し、こどもの居場所について生徒目線からの声や二十歳になって改めて感じる古河市の魅力などについて意見交換を行った。	A	こどもの意見表明合同開催の場合は、アイスブレイクを入れるといった工夫を行ったが、初年度ということもあり、通常の市長がたずねるまちづくりの構成で行った。 意見交換の内容の在り方や当日の進め方など、より良い意見表明の場になるよう工夫が必要。	継続	今後もこども若者が対象の場合は、こどもの意見表明の場を兼ねられるよう、連携をする。
		こども政策課	企画課事業(市長がたずねるまちづくり)と協働し、古河二高・二十歳のつどいではコミュニケーションを取りながら若者の考えを聴き、相互理解を深めた。また、インターネットからいただいた意見を担当課へ共有・回答作成をしてもらい、市ホームページに公開した。	A	インターネットからは200件以上の意見が寄せられ、担当課からの回答を市ホームページに載せることができた。 出張版は計3回実施し、いただいた意見を担当課と共有した。	継続	他課と協力しながら出張版で直接意見を聞くことで相互理解を深めていく。 インターネットでの意見募集についても継続して行い、こども・若者の意見を各課へ共有することで施策への反映を促進する。

施設運営における こどもの参加の推 進	アンケート等を実施し、こどもの声を聴くことにより、 こども向けの講座の実施や利便性の向上等、公民 館やスポーツ施設等の運営に意見を反映させます。	こども政策課	こどもの意見表明事業において、オンラインフォームでの意見募集によ り、古河市の施設についていただいた意見を関係各課へ共有した。	A	こども・若者から施設についての意見をいただくことができた。また、そ れらの意見を担当課に共有することができた。	継続	常設のオンラインフォームを継続して実施すること でこどもの意見を取りこぼすことなく各課に共有し ていく。
		社会教育施設課	社会教育施設課としては、アンケートとしては実施していないが、自習 室の開館時間の延長など要望を聞いたうえで随時対応した。	A	各館において対応可能な要望等は速やかに対応している。	継続	令和8年度より指定管理者制度に移行した。指定 管理者制度では、年に1度利用者に対し、モニタリ ングを義務付けているためアンケート結果に基づ き、対応可能なものより施設運営に対応予定。アン ケートを実施したこどもの意見が反映されるよう可 能な限り対応する予定。
		スポーツ振興課	・こどもを含め全世帯向けにアンケートを実施しており、その中でこども の年代の声も聞いている。また、指定管理者によりキッズダンス、スイミ ングスクール、体操教室などを開催している。	B	キッズダンス、スイミングスクール、体操教室等の周知活動を幅広く実 施しており、参加することもたちも増加傾向にある。	継続	引き続き、こどもたちや保護者の意見を取り入れな がら、指定管理者と協議していく。
こども向けの情報 発信	こどもに関する情報について、市のホームページで 分かりやすく発信したり、こども向けの掲示物を作成 したりする等、こども向けの情報発信を充実させま す。また、こどもに関する情報はニーズが高いため、 こどもに関する優れた施策や取り組みを地域内外 へ効果的に情報発信することで、まちへの参加意欲 を高め、地域活性化を図ります。	こども政策課	古河市こども計画についてのこども向けのページを市HP上に作成し、 周知動画も公開した。また、学校で児童生徒が使用する1人1台端末 にこども計画についてのホームタブを作成し、こども計画の周知活動を行 った。	A	こども用のHPを作成し、おとなだけでなくこども・若者にも見てもらえ るように情報発信を充実させた。 1人1台端末に掲載することでこどもへの情報発信を行った。	継続	情報発信する際はこどもにもわかりやすい工夫を したうえで情報発信していく。
		シティプロモーション課	こども政策課等各課からの依頼に基づき、広報古河お知らせページや LINEで情報発信を行った。	A	各課からの依頼を受け、広報お知らせページに掲載するとともにイベ ント等開催に伴うLINE周知を効果的に行った。	継続	各課からの依頼に基づき、効果的な情報発信を継 続していく。
児童・生徒への選 挙啓発	こどもが参加できる模擬投票の実施及び市内小中 学校に「明るい選挙」を呼びかけるポスターの作品 募集を行い、選挙に関する理解促進を図るとともに、 主権者教育を推進します。また、バスを利用した「移 動期日前投票所」を県立高等学校等で実施するこ とにより、若年層の投票を促します。	選挙管理委員会	・明るい選挙ポスターは628点の応募があった。 ・9月執行の茨城県知事選挙において、市内公立高等学校等6校にバ スを利用した移動期日前投票所を設置した。	B	高等学校等での移動期日前投票所については、投票可能な生徒が 少なく若年層の投票率向上の効果も限定的であるため、設置場所を 見直す必要がある。	変更	令和7年度に実施した各種選挙啓発活動を地道 に継続していく。 移動期日前投票所については設置場所を変更す る。

(3) こどもの権利侵害の防止、相談

取り組み	内容	担当課	取り組み内容(活動と成果)	評価	課題・改善点	方針	取組の方向性
いじめ防止対策の 推進	古河市いじめ防止基本方針に基づき、全小・中学校 において、いじめの未然防止、早期発見、早期対応 に向けて、校内の体制づくりや関係機関との連携を 推進します。いじめ問題対策委員会の調査結果に 対し、再調査の必要があるときは、いじめ再調査委 員会を置き再調査を行います。	企画課	・5月、いじめ問題対策委員会に出席。 ・再調査の必要性の判断により、再調査は行われなかった。	A	再調査の必要性が生じなかった。	継続	いじめ問題対策委員会の調査結果に対し、再調 査の必要があるときは、いじめ再調査委員会を置 き再調査を行う。
		指導課	・各校において、児童生徒及び保護者に学校いじめ防止基本方針を 周知した。 ・各校で児童生徒対象のアンケート、学校オンライン相談窓口を活用し た。	A	・年度初めの時期に、児童生徒及び保護者に学校いじめ防止基本方 針を周知することにより、学校のいじめに対するの姿勢を示すことが でき、未然防止につながった。 ・児童生徒対象のアンケートと学校オンライン相談窓口を活用し、児 童生徒の不安や悩み等を認知することにより、いじめの未然防止と初 期対応につなげることができた。	継続	令和7年度の取り組みを継続しながら、いじめ未 然防止の啓発といじめの迅速な認知と初期対応が できるようにする。
不登校児童生徒 への支援の充実	不登校の未然防止、初期対応、事後の自立支援を 行い、不登校児童生徒への支援に取り組みます。教 育支援センターでの支援の充実を図るとともに、関 係機関と連携しながら、不登校児童生徒が安心して 過ごすことのできる居場所づくりを進めます。	指導課	・各校で児童生徒対象のアンケートを実施し、学校オンライン相談窓口 を活用した。 ・全中学校9校に校内教育支援センターを設置した。 ・古河市教育支援センターにおいて、不登校及び引きこもりがちな児童 生徒に対し、電話や来所、訪問による相談活動や適応指導を行った。	A	・児童生徒対象のアンケートと学校オンライン相談窓口を活用し、児 童生徒の不安や悩み等を認知することにより、不登校の未然防止と 初期対応につなげることができた。 ・全中学校に校内教育支援センターを設置し、学校での居場所づくり と不登校未然防止及び教室復帰支援ができた。 ・古河市教育支援センターにおいて、不登校及び引きこもりがちな児 童生徒に対し、電話(6123件)や来所(3485件)、訪問(769件)に よる相談活動や適応指導を行い、自立支援をすることができた。	継続	令和7年度の取り組みを継続しながら、潜在的な 不登校児童生徒の迅速な把握と初期対応ができ るようにするとともに、安心して過ごすことのできる 居場所づくりをすすめる。
こども家庭セン ターの運営	母子保健及び児童福祉の両機能を連携させて、こ どもが健やかに育つ環境(虐待への予防的な対応 含む)を提供するため、すべての妊産婦、子育て世 帯、こどもに対し、相談・支援を行います。	子育て包括支援課	母子保健が中心となって実施する要支援妊婦会議に統括支援員と児 童福祉の特定妊婦担当が参加し、妊娠・出産に向けての支援について 協議した。また、18歳未満の要支援児童(妊産婦を含む)に対して、地 区担当等がアセスメントを行った上で支援プランを作成し、そのプラン を基に合同ケース会議にて支援の方向性について協議を行った。 ・要支援妊産婦会議 開催回数:12回、検討人数:実・延52名 ・合同ケース会議 開始回数:10回 実35名、延71名	A	・特定妊婦や要保護児童のプラン作成は全数ではないため、プランを 作成して支援する対象者の基準等を整理する必要がある。	継続	・関わりのスタートになる妊婦の時点から、母子保 健・児童福祉が必要時、面談への同席や同行訪 問により情報を共有する。また、アセスメントに基づ いた協議を重ねることで、プラン作成等の基準を 明確にし、要支援妊産婦の会議や合同ケース会議 をより意義のある会議にしていく。

児童虐待の早期発見と対応	保育所・幼稚園、小・中学校等の関係機関からの児童虐待に関する通告・相談等があった場合は、児童相談所や警察等と連携を図りながら対応します。	子育て包括支援課	児童虐待の対応について、学校や幼稚園・保育所等と共通理解を図ること、また顔の見える関係性の構築のために、児童相談所職員を講師とした研修会を実施した。関係機関とは随時連絡をしたり、場合によっては会議を実施する等してから協力して通告や相談に対応した。 ・虐待防止研修会参加者 56名 ・関係機関との連携 3,830件(延)	A	・保育所・幼稚園、小・中学校等の関係機関との連携は比較的取れているが、より迅速な通告や相談を関係機関に働きかける、市と児童相談所との役割について協議するほか、今後も、研修会や会議の開催を継続する。	継続	・関係機関向けの研修会やケースの対応を通して、関係機関と顔が見える関係づくりを継続していく。お互いの役割を果たせるよう協議を重ね、児童相談所や警察担当者と情報共有を密に行う。
児童虐待防止ネットワークの強化	子育て家庭を支援する民間団体と官民一体のネットワークを構築し、顔の見える関係づくりに努めることで、連携のとれたケース対応につなげます。	子育て包括支援課	要保護児童対策地域協議会管理下児童について、「こども食堂」等の団体と連携をしながら対応した。	B	・民間団体が徐々に増加していることはとても良い傾向にあり、今後も関係団体がお互いに繋がれるネットワーク体制を整える必要がある。	継続	・こどもの居場所ネットワーク・とまりぎに補助金申請をした団体と意見交換の場を設ける等、今後、ケースへの適切な支援のための関係構築を行う。
ヤングケアラー支援	ヤングケアラーが抱える複雑化・複合化した課題に対し、市や学校等の教育機関、社会福祉協議会、その他福祉事業所等が連携・協働して支援する体制を強化します。	こども政策課	教職員向け研修を2日間行い、67人の教職員に参加いただいたほか、一般向け研修も実施した。 また小学5年生、中学2年生、高校2年生を対象に行ったアンケート調査では、回答数が2,349件、回答率は71.2%となった。そのほか、支援が必要な本人や家庭に対し、自宅や学校訪問等を行った。	B	教職員向け及び一般向け研修を実施したことでヤングケアラー支援について周知することができた。 アンケート調査によりヤングケアラーとの疑いがある生徒・児童を把握することができた。	継続	継続的な支援を行うための体制を構築するとともに、アンケート調査により判明したヤングケアラーの疑いのある生徒・児童に対する支援を図る。 一般向け研修・教職員向け研修・関係機関等職員に対する研修を実施する。
自殺対策	自殺予防キャンペーンを実施し啓発活動に努めるほか、市ホームページで「こころの体温計」を公開してメンタルチェックを行うことができる場を提供します。また、ゲートキーパー養成講座を開催することにより、身近な支援者を増やします。	福祉推進課	・9月と3月に自殺予防啓発キャンペーンを実施し、市内各庁舎での啓発活動に加え、市ホームページ、市公式LINE、広報紙を通じた情報発信を実施。 ・市ホームページに「こころの体温計」を掲載し、メンタルチェックの機会を提供。併せて、悩みごとの相談先についても掲載。 ・小中学校教員および民生委員を対象としたゲートキーパー養成講座を実施。	A	小中学校教員を対象としたゲートキーパー養成講座の実施は、こどもに身近な立場である教員がゲートキーパーについて理解を深められた。これにより、学校現場における早期発見・早期支援体制の強化に貢献したと評価できる。 今後はさらに対象者を拡大し、身近な支援者を増やし、よりきめ細やかな地域全体の自殺予防対策の推進に努める。	継続	引き続き自殺予防キャンペーンを実施し啓発活動に努めるほか、市ホームページで「こころの体温計」を公開してメンタルチェックを行うことができる場を提供する。また、ゲートキーパー養成講座を開催することにより、身近な支援者を増やす。
教育相談できる体制づくり	いじめや不登校、問題行動等の未然防止や改善及び解決のため、スクールカウンセラー等の派遣を通して、児童生徒や保護者との教育相談を実施します。	指導課	・年度当初に希望があった市内小中学校23校に対し、市スクールカウンセラー5名を派遣し、児童生徒や保護者との教育相談を実施した。	A	・定期的に市スクールカウンセラーを派遣することで、児童生徒や保護者の教育相談の機会を充実させることができた。 ・緊急の事案が起こった学校に市スクールカウンセラーを派遣し、児童生徒や保護者、教員の心のケアにあたることができた。	継続	令和7年度の取り組みを継続し、市スクールカウンセラーを派遣することで児童生徒や保護者の教育相談の機会を充実させるとともに、緊急的な派遣についても迅速に対応していきたい。

目標2 こどもが自分の成長と発達にあわせた支援を受けることができるまち

(1) こどもの心と身体の医療、健康

取り組み	内容	担当課	取り組み内容(活動と成果)	評価	課題・改善点	方針	取組の方向性
予防接種の推進	「予防接種法」に基づく安全な予防接種を実施し、感染症の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上を図ります。接種率向上のため、出生者及び転入者等、定期接種の対象者への通知及び未接種者に対する接種勧奨を行います。	健康づくり課	予防接種法に基づき定期接種等を実施した。出生及び転入時の予診票発行に加え、生後10月及び年長(年度年齢6歳)時等に未接種者に対し接種勧奨を行った。	A	・対象者に対し接種勧奨(個別通知)を行うことが出来た。 ・一定の接種率は確保しているが、引き続き維持向上を図る必要がある。	継続	・接種希望者が接種機会を逃すことの無いよう、接種勧奨(個別通知)やHP等による情報提供を継続し、接種率の維持向上を目指す。
乳幼児健康相談	こどもの発育や発達、離乳食や予防接種等の個別相談を実施し、保護者が安心して子育てができるように、必要な情報提供や支援を行います。	子育て包括支援課	・相談事業として妊娠・子育て相談いちごのわを実施(22回/年)、利用者は、実/延 176人/401人であった。 ・個別相談内容は、育児175/472(37%)、食事142/472(30%)	A	・健康の駅改修により、令和8年度は会場変更となるため利用者への丁寧な周知が必要である。	継続	・こどもの発育や発達の相談を個別対応で丁寧に実施することで、育児不安を解消し、安心して子育てができるように支援する。
心の健康を保つための取組の推進	心の悩み、対人関係がうまくいかない、ひきこもりがち等の心の健康に関して、精神科医師による相談を実施します。	健康づくり課	心の健康相談において、精神科医師による相談を10～30代の6人に実施。	A	・対象者の相談内容に応じて医師から助言を行い、相談後に「相談して良かった」「概ね良かった」と回答した者は100%であった。	継続	・対象者の相談内容に応じて相談を実施するとともに、必要に応じて保健所等の他機関に案内する等、対応していく。
こどもが適切な医療を受けるための情報提供と救急医療体制の確保	急な病気や怪我等、救急の対応方法や医療機関受診に迷ったときに24時間体制で相談できる窓口の周知を行います。併せて、入院治療を必要とするこどもが適切で速やかな医療・処置を受けるための休日・夜間の救急医療体制の確保・周知を行います。	健康づくり課	こどもの急な病気やケガなど、すぐに医療機関を受診した方が良いのか判断に迷ったときの相談先として、24時間365日対応の茨城県子ども救急電話相談を案内している。また、市広報や市ホームページにて小児二次救急輪番を周知した。	A	・いつでも相談できる体制と入院治療が必要な場合の受診医療機関の周知が重要であり、当該情報は広報紙(紙)、市ホームページ(データ)と二重に公表しているため。	継続	・小児二次救急輪番を周知しつつ、医療機関のひっ迫を防ぐため、適切な医療機関受診に関する情報を周知していく。
未熟児養育医療費の給付	低体重や早産等で身体の発育が未熟なま生まれ、入院が必要と医師が認めた乳児に対し、入院治療にかかる費用の一部を公費負担します。	国保年金課	出生時の体重が2,000g以下または身体の発育が未熟なま出生し、指定医療機関へ入院して養育医療を行う必要のある乳児(1歳未満)に対して、諸機能を得るまでの必要な入院医療にかかる費用を負担した。	A	母子保健法に基づく医療費の給付として、未熟児の健康管理と健全な育成を促進し、保護者の経済的負担の軽減を図ることができた。	継続	低体重や早産等で身体の発育が未熟なま生まれ、入院が必要と医師が認めた乳児に対し、入院治療にかかる費用の一部を公費負担する。
医療費助成(こども・妊産婦)	18歳までのこどもや妊産婦に対し、医療機関等を受診した際の保険診療分の一部負担金を助成し、0～15歳(中学3年生)までは窓口負担分を後日返金する無料化事業を引き続き実施します。	国保年金課	・出生、転入、母子手帳の交付を受けた人に対し、制度や申請の案内を行った。 ・18歳までのこどもや妊産婦(受給者)に対し、医療機関等を受診した際の保険診療分の一部負担金を助成した。 ・無料化事業として、0～15歳(中学3年生)までの受給者に対し、窓口負担分を後日口座振込により返金した。	A	医療費の一部負担金を助成することで、こどもや妊産婦が医療機関に受診しやすくなり、重篤化を防ぐことやこどもが健やかに育まれる環境を整える一助となった。	継続	・出生、転入、母子手帳の交付を受けた人に対し、制度や申請の案内を行う。 ・18歳までのこどもや妊産婦に対し、医療機関等を受診した際の保険診療分の一部負担金を助成し、0～15歳(中学3年生)までは窓口負担分を後日返金する無料化事業を引き続き実施する。

乳幼児期の食育の推進	乳幼児の食事に関する相談や5か月児相談における離乳食講話、ホームページ等を通した情報発信により、乳幼児から食育の推進を図ります。	子育て包括支援課	・5か月児相談において離乳食の講話を実施するほか、離乳食ガイドブックを配布した。（受診率92.4％） ・乳幼児向けに虫歯を防ぐ食習慣について、ホームページへの掲載やリーフレットの配布ができるように内容を検討した。	A	・5か月児健診来所者へ食育に関する周知を実施しているが、虫歯を防ぐ食習慣等に関するリーフレットを令和7年度末に作成しているため、次年度に活用する。	継続	・食育の推進を図るため、乳幼児期からの規則正しい食習慣について、家庭において実践できるようリーフレットやホームページ、子育てアプリ等により市民への周知を行う。
食生活改善の推進	食生活改善推進員による、親子向けの料理講習会や生活習慣病予防をテーマとした調理実習等の地区組織活動を支援し、健康的な食習慣及び食育の普及啓発を推進します。	健康づくり課	夏休みおよび料理教室2回、小学生や高校生を対象とした調理実習を4回実施した。	A	・調理実習の中で生活習慣病予防のための健康的な食習慣について伝え、参加者から塩分の摂りすぎやバランスの良い食事に気がついた等の声が聞かれた。	継続	・対象者や実施方法等を検討しながら、今後も食育の推進に取り組んでいく。
薬物乱用防止活動の充実	茨城県（古河保健所）と連携して、薬物乱用防止に関する普及啓発活動を行います。全小・中学校において、警察等の外部講師による薬物乱用防止教室や情報モラル教育等の実施を推奨します。	健康づくり課	茨城県等と連携し、公共施設にポスター等を掲示することで普及啓発活動を行った。また、市ホームページにて薬物過剰摂取の対象となる市販薬や症状の例、相談先を紹介した。	A	・未然の普及啓発が重要であり、ポスターや市ホームページと複数媒体を利用し周知を行っている。当該問題に際しては、社会的なプレッシャーやこころのストレスが背景にあるため、相談先の周知をより充実させる必要がある。	継続	・茨城県（古河保健所）と連携して、過剰摂取も含めた薬物乱用の危険性を周知していく。
		指導課	・全中学校において薬物乱用防止教室を実施した。 ・全小・中学校において、情報モラルに関する指導を行い、家庭における情報機器の利用に関するルールづくりを奨励した。	A	・全中学校において薬物乱用防止教室を実施し、薬物乱用防止に関する普及啓発ができた。 ・情報モラルに関する指導と家庭でのルールづくりを通して、情報機器の利用に関する安全意識を高めることができた。	継続	令和7年度の取り組みを継続し、こどもの心身の健康を支える体制を整えていきたい。

（2）成長・発達に応じた切れ目ない支援

取り組み	内容	担当課	取り組み内容（活動と成果）	評価	課題・改善点	方針	取組の方向性
療育を必要とする児童への発達支援	地域の療育の中核として、発達に支援が必要なこどもに対しての本人支援や家族支援の他、保育所交流等移行支援に向けた取り組みを行います。また、園や学校等への訪問や障害児支援事業所支援等も実施し、関係機関との連携及び質の向上を図ります。	子育て包括支援課	発達に支援が必要な児童や保護者への支援とともに、地域支援の充実を図ってきた。センターの専門職員による幼児教育施設への訪問や巡回相談を行い、発達特性に応じた対応ができるよう支援をしている。また、障害児通所支援事業所を対象とした職員交流会・研修会を開催し、療育の質の向上とともに事業所同士が連携できる体制づくりを行ってきた。 ・児童発達支援 契約者数136名、延療育回数3,124回 ・保育所等訪問支援 契約者数17名 延訪問回数48回 ・放課後等デイサービス 契約者数25名 延療育回数286回 ・障害児(者)相談支援 契約者数36名、計画作成件数86件 ・園訪問 85回 ・保育所交流(未就園児対象) 2回、延12名 ・ペアレント・プログラム 全7回(フォローアップ含む)、7名 ・つながるミーティング(幼児教育施設向け支援) 2回、延38名 ・通所支援事業所交流会・職員研修会 2回、延94名 ・巡回相談(職員派遣) 11施設、延48名	A	・こどもの出生率は低下しているものの療育へのニーズは高い。 ・育児困難感が高い児童や児童虐待など家庭環境の問題を抱える児童及び外国籍の児童が増加している。 ・長時間かつ頻回な相談など療育回数に反映されない業務が増加している。 ・療育を必要とする児童とそのご家族と直接対話できる機関であるが相談内容の複雑化により、対話できる時間、人材の確保が難しい。 ・本人支援や保護者支援への要望は強く、児童発達支援センターとして地域支援を併行して実施していくためのマンパワーが必要。	継続	・専門性を活かした療育の提供や育児困難感を抱えた保護者への支援を継続する。同時に児童発達支援センターとして実施している地域支援の各種取り組みを継続し、古河市全体の発達支援の質の向上を目指す。 ・療育を必要とする児童とそのご家族が地域の中で孤立しないよう子育て支援という広い視点で必要な機関と連携していく。
乳幼児健康診査	月齢や年齢に応じた健康診査や歯科健診等により、乳幼児の発育や発達の状況を確認し、疾病や障がいへの早期発見・早期治療につなげ、保護者が安心して育児ができるように支援します。	子育て包括支援課	・令和7年度から医療機関健診に1か月児健診を加えたほか、従来の3～6か月児健診、9～11か月児健診への助成を実施した。 ・集団健診は、1歳6か月児健診（受診率：99.7％）、3歳児健診（受診率：99.5％）を実施した。	A	・乳児健診の充実を図る。医療機関健診は未受診者もいるため、受診勧奨と事業の周知を図る。	継続	・健診及び償還払いについて周知し、受診率の向上を図る。また、受診後のフォローにより、健やかなこどもの成長と、保護者が安心して育児ができるよう支援する。
就学児を対象とした健康診査	児童の健康状態を把握し、早期に疾病や問題を見つけ出すために健康診査を実施します。	教育総務課	・各学校で定期健康診断を実施（4～6月） ・心臓病検診、尿検査を実施（心臓病検診4～7月、尿検査4～6月）	A	・学校教育法、学校保健安全法に基づき、学校医・学校歯科医による児童生徒の健康診断を実施した。 ・心臓病検診、尿検査を実施した。 ・未受診となっている児童生徒への対応について検討する必要がある。	継続	・学校教育法、学校保健安全法の規定に基づき、引き続き健康診断を実施し、学校における児童生徒の健康の保持増進を図る。
未就園児対象の親	就園前の乳幼児と保護者を対象とした親子遊びを通して、こどもの発達を支援するとともに言語・運動・生活に関する育児相談を行います。必要に応じて心理士による発達の相談を行います。	子育て包括支援課	・親子教室を年48回実施し、実績は以下のとおり。 実人数 子32名、保護者32名 計64名 延人数 子320名、保護者320名 計640名 ・心理士による発達検査実施人数6名 ・保護者が感じている悩みや不安を解消できるよう教室内で適宜育児に関するミニ講話を実施した。保護者同士の交流の場を作った。	A	・令和7年度は教室参加希望者が多く、安全を考慮し受け入れ時期を調整した。参加されるお子さんは低年齢化してきており、特性を理解し、安全に配慮した上で、より多くの方が利用できるように調整する。	継続	・就園前の乳幼児と保護者に対し、こどもの発達を支援するとともに発達や育児に関する相談の場として教室を継続し、不安や悩みの軽減を図る。令和8年度より1クラス当たりの最大人数を6～7名とした上で、安全に配慮した教室の実施に努める。
新生児聴覚検査	新生児期に聴覚検査を実施することで、聴覚の異常を早期発見し適切な支援を受けられるよう、新生児聴覚検査受診票を交付し、費用の一部を助成します。	子育て包括支援課	・妊娠届出者や妊婦転入者に聴覚検査の受診票を交付し、新生児聴覚検査費用の一部を公費負担した。 ・里帰り先での受診には、償還払いを案内し、対応した。	A	・公費負担となる検査の実施及び償還払いについて市民への周知を徹底する。	継続	・令和8年4月からの検査費用の助成額が一部変更となるため、検査について周知し、受診率の向上を図る。また、受診結果確認後のフォローにより、健やかなこどもの成長と、保護者が安心して育児ができるよう支援する。

こどもの発達に関する相談支援	発達の遅れや偏りによる育児の困り感や育児不安を抱える保護者に対し、専門スタッフ（作業療法士・心理士、保健師等）がこどもへの関わり方や心理・発達面に関する相談・助言を行います。	子育て包括支援課	・乳幼児健診や相談後の発達の遅れや偏りが見られる乳幼児を対象に専門スタッフによる相談として、発達相談を2会場で月1回ずつ実施した。また、言語聴覚士による個別相談（ST相談）も実施した。実績は以下の通り。 実施回数：30回（うちST相談：6回） 相談来所者数：119人（うちST相談：6人） 相談結果：要療育105人 経過観察14人	A	・発音や吃音が主訴で相談を希望する親子に対しては、言語聴覚士による個別相談を継続し、必要な時期にスムーズに療育の利用につなげることができるよう調整する。	継続	・育児の困り感を抱えている保護者に寄り添い、発達特性に合わせたかかわり方を助言し、必要な療育や医療、親子教室等の支援につなげていく。
未就学児を対象とした就学指導相談の実施	就学前から相談できる場を設け、小学校入学に向けて、保護者の不安の解消を図ります。また、幼児教育施設からの要望により、教育委員会と児童発達支援センターとで幼児教育施設を巡回し、連携を図ります。	指導課	・就学相談説明会（児童発達支援センター主催）で就学前の相談窓口や小学校の支援体制についての周知を図った。就学相談では150名についての相談に対応した。 ・児童発達支援センターと連携し、希望のあった幼児教育施設（11施設）を対象とした巡回相談を実施した。	A	・幼児教育施設への訪問や、就学予定校と保護者との面談を実施することで、必要な支援や学校の支援体制についての情報共有を行うことができた。	継続	令和7年度の取り組みを継続しながら、関係機関と連携し、より保護者が相談しやすい体制の構築を図るとともに、相談窓口の周知を行っていく。
特別支援教育の充実	児童生徒の実態や困難さに応じた適切な支援をするために、各学校の特別支援教育のコーディネーターを対象とした研修会を実施します。特別な配慮を必要とする児童生徒を対象に、特別支援教育支援員を配置し、安心・安全な学校生活が送れるように支援します。	指導課	・特別支援教育コーディネーター会議を実施した。（年5回） ＜主な内容＞自立活動等の指導について 適切な学びの場の検討について ・市内小学校22校に特別支援教育支援員48名を配置した。	A	・コーディネーター会議では、自立活動等についてグッドモデルの共有を行い、授業の向上・改善を図ることができた。また、適切な学びの場の検討を行う校内教育支援委員会の推進を図った。 ・特別支援教育支援員の配置により、個々の合理的配慮に対応することができた。	継続	令和7年度の取り組みを継続しながら、特別支援教育を中心とした支援・指導の向上・改善を図るとともに、支援員と連携し、障害により困難を抱える児童生徒が自立と社会参加ができるようにしていきたい。

（３）若者の自立支援・社会参加

取り組み	内容	担当課	取り組み内容（活動と成果）	評価	課題・改善点	方針	取組の方向性
若者の社会参加支援	社会的な支援が必要とされるが、既存制度では利用できる資源が存在しない狭間のニーズをもつ者（ひきこもり者等）に対し、各種の社会資源とニーズを結び付け柔軟な支援メニューを新たに構築しながら、対象者一人ひとりに対し適した個別の社会参加の機会を提供し継続的な支援を行います。	福祉推進課	対象者一人ひとりに対し、個別の支援プランを作成し、社会参加の機会を提供し継続的な支援を行う。	B	広報等やホームページへの掲載による周知を行い、市民や関係機関に浸透したことで、新規相談件数は目標を上回った。一方で、支援プランの策定件数は想定以下であった。新規相談が継続的な支援に結びつき、その後の社会参加へのつなぎ先との関係構築や新規開拓などが必要である。	継続	引き続き、対象者一人ひとりに対し、個別の支援プランを作成し、社会参加の機会を提供し継続的な支援を行う。支援にあたっては、関係機関との連携・協働を図る。
アウトリーチ等を通じた継続的支援	社会的な支援が必要とされるが、既存制度では利用できる資源が存在しない狭間のニーズをもつ者（ひきこもり者等）に対し、対象者からの相談を待つ姿勢ではなく、対象者の居住する自宅等に支援者が積極的に出向いて支援を実施します。対象者の困りごとへの支援と長期的・継続的・伴走的な支援を提供します。	福祉推進課	支援者が積極的に出向き、対象者との信頼関係の構築、困りごとの把握、支援へのつなぎを中心とした、長期的・継続的・伴走的な支援を行う。支援に当たっては、個別の支援プランを作成し、支援を行う。	A	新規の相談を想定どおり受け、支援にあたった。また、支援プランを作成し、対象者との信頼関係の構築、困りごとの把握、制度・サービス等へのつなぎを行うことができていた。支援に当たっては、他分野の関係機関等との支援体制の構築をさらに進める必要がある。	継続	引き続き、支援者が積極的に自宅等に出向き、対象者との信頼関係の構築、困りごとの把握、制度・サービス等へのつなぎを中心とした、長期的・継続的・伴走的な支援を行う。支援に当たっては、個別の支援プランを作成し、支援を行う。支援に当たっては、関係機関との連携・協働を図る。
多機関協働事業	庁内、外の各種関連機関が対象者に関する情報を共有しながら、連携・協働して支援する体制を構築し、長期的・継続的・伴走的な支援を提供します。また、重層的支援体制整備事業の「重層的支援会議」を開催し、対象者一人ひとりに適した支援プランを提供し継続的な支援を行います。	福祉推進課	庁内、外の各種関連機関が対象者に関する情報を共有しながら、連携・協働して支援する体制を構築する。また、重層的支援体制整備事業の「重層的支援会議」を開催し、対象者一人ひとりに適した支援プランを提供し継続的な支援を行う。	B	会議の適正運営ができた。支援プランの作成し、庁内、外の各種関連機関が連携・協働して対象者を支援する体制を構築した。プラン作成件数のうち、支援終了件数は想定以下であった。支援に当たっては、他分野の関係機関等との支援体制の構築をさらに進める必要がある。	継続	引き続き、庁内、外の各種関連機関が対象者に関する情報を共有しながら、連携・協働して支援する体制を構築する。また、重層的支援体制整備事業の「重層的支援会議」を開催し、対象者一人ひとりに適した支援プランを提供し継続的な支援を行う。
結婚後の新生活の支援	新たに婚姻した世帯に対し、結婚新生活支援事業補助金を交付することにより、婚姻に関する経済的な負担を軽減します。	こども政策課	長期的な視点にたって少子化対策を進める観点から、若い世代が希望通りに結婚することができるよう、支援対策を構築し、結婚新生活にかかる経済的な不安や負担の軽減、結婚への機運を醸成する取り組み、夫婦ともに39歳以下で所得額の合計額が500万円以下の婚姻世帯に対して住居費・引越し費用を補助している。（申請件数：19件）	A	婚姻に伴う住居費を支援することで、婚姻時の新たな生活を始めるにあつたての費用負担の支援ができた。	継続	令和8年度は新たな要件が設けられたことから、申請相談時にも説明し引き続き少子化対策の1つとして事業実施していく。
二十歳のつどい	式典対象者有志による実行委員会が企画・運営した式典の開催を通して、郷土愛を育み、郷土の将来の担い手としての意識の高揚を図ります。	生涯学習課	・市をあげて二十歳を迎えた若者を祝うとともに、大人になったという自覚と次世代の担い手としての意識の高揚と郷土愛の醸成を図る。また合併20周年記念事業として、記念動画の作成や企業協賛金を募った。	A	・式典終了後は抽選会を開催し、フジテレビの木村アナをゲストに迎え盛大に行われた。参加率は76.92％。	継続	令和8年度は記念事業とはならないが、参加者に楽しんでもらえる式典を開催する。
青少年相談員による支援	青少年相談員が定期的に市内街頭を巡回し、パトロールや声掛けを行うことで青少年の健全育成と非行防止に取り組みます。また、交友関係や学校生活での悩みを相談できる専用のフリーダイヤルやメールでの対応を行います。	生涯学習課	・定期的に街頭パトロールを実施した。 ・青少年相談員の資質向上のための各種研修会に参加した。	A	5月から翌2月にかけて街頭パトロールを計101回実施するなど、青少年の健全育成及び非行防止の活動を計画どおり実施することができた。	継続	令和7年度と同様の取組みを展開し、青少年の健全育成や非行防止等社会の環境浄化に寄与する。

消費生活相談	消費生活トラブルを抱える若者の電話や来所による相談に対し、問題解決のための助言、情報提供、斡旋等を行います。	産業戦略課	若者の消費生活相談に対応し、助言・情報提供等により問題解決を支援した。	A	相談件数は941件（前年度比＋139件）と増加し、そのうち20歳未満は12件（約1.3％）であった。相談体制の周知と信頼性が向上し、適切な助言・あっせんにより問題解決と不安軽減に寄与した。	継続	現行の相談体制を維持し、若者の消費生活トラブルに対する早期対応と未然防止を推進する。電話・来所相談を継続し、助言・情報提供等による支援とSNS等を活用した周知啓発を図る。
--------	--	-------	-------------------------------------	---	--	----	---

目標3 こどもが家庭や地域の守りや支えで安心してのびのび育つことができるまち

(1) 安心して出産できる環境づくり

取り組み	内容	担当課	取り組み内容（活動と成果）	評価	課題・改善点	方針	取組の方向性
妊婦・産婦健康診査	妊婦及び産婦の健康の保持・増進を図るために受診票を交付し、健診費用を一部助成することで、望ましい時期に安心して受診できる環境を整えます。	子育て包括支援課	・妊娠届出者や妊産婦転入者に、妊婦健診第1～17回分、産婦健診2回分の受診票を交付し、健診費用の一部を公費負担とした。 ・里帰り先での受診には、償還払いを案内し、対応した。	A	・経済的負担の軽減策として、妊産婦が受診券を有効に利用できるよう利用方法や償還払い等について、周知を図る。	継続	・受診票交付時に使用方法や償還払いについて丁寧に説明し、適切に受診票を使用してもらうことで、経済的負担を軽減し、安心して出産を迎えられるよう支援を継続する。
母子健康手帳の交付	妊娠・出産及び育児に関する母子の健康記録であるとともに、妊産婦・乳幼児に関する行政・保健・育児情報を提供する手帳を交付し、母子保健の正しい知識の周知を行います。	子育て包括支援課	・市内3庁舎と古河福祉の森会館において母子健康手帳を交付した（妊娠届出数：701件）。 ・福祉の森会館以外での交付の場合は、後日、面談のため福祉の森会館への来所を促し、母子保健の正しい知識の周知を行った。 ・妊娠届出者の95.1％が、妊娠11週以内に来所している。	A	・古河福祉の森会館における妊娠届出割合は8割を超えており、早期に支援が必要なケースを把握し介入する機会につなげるため、引き続き早期の妊娠届出を促す。	継続	・古河福祉の森会館での妊娠届出について周知を継続する。
こんにちは赤ちゃん訪問	生後4か月までの乳児のいるすべての過程を訪問することにより、育児に関する相談、子育て支援に関する情報提供のほか、親子の心身の状況を把握し、必要な支援や相談を行います。	子育て包括支援課	・支援が必要な家庭の早期把握のため、出生後2週間程度うちに、産婦へ連絡を入れ、その後対象者の希望に沿い、乳児家庭全戸訪問を実施した。 乳児家庭全戸訪問率 98.0％	A	・未訪問ケースの事由は、転出や長期入院、訪問拒否などであった。	継続	・出生後2週間程度を目安に産婦に連絡し、支援を必要とする時期に乳児家庭全戸訪問を行う。早期の把握と支援を継続する。
伴走型の相談支援	妊娠期からの専門職との面談、電話や訪問による相談支援、子育て応援アプリによる情報発信等を実施します。妊娠・出産に関する相談しやすい体制を整備し、妊娠期から子育て期までを切れ目なく支援します。	子育て包括支援課	・妊娠届出時の面談のほか、妊娠8か月頃にアンケートを実施し、必要に応じて電話相談等を行った。実績は以下の通り。 専門職による電話件数：妊婦 992件、産婦 1,022件 ・子育て応援アプリでは、こども政策課や健康づくり課、三和図書館等のイベントや事業についての情報発信を15回行った。	A	・全ての妊婦に妊娠中からの介入ができ、子育て期に入っても赤ちゃん訪問や育児相談事業の実施、地区担当保健師による訪問等で継続した支援が行えている。	継続	・妊娠期から健診協力医療機関との連携を行い、子育て期においても訪問や相談、子育て応援アプリでのプッシュ通知等で切れ目のない支援を継続する。
産後のサポートと育児支援	医療機関での宿泊や助産師による居宅への訪問で、母子の心身のケアや育児サポートを実施し、育児負担の軽減を図ります。また、産前産後サポート事業（ほっとママカフェ）として、育児不安や悩み、孤立感のある妊産婦に対し、専門職が相談支援を行い、参加者同士の交流を持つことで精神的な安定を図ります。	子育て包括支援課	産後に、産後ケア事業やほっとママカフェの利用を勧め、母子の心身のケアや育児サポートを実施した。実績は以下の通り。 ・産後ケア事業：宿泊型 実/延 11/28日間、訪問型 実/延 12/31日間 ・産前・産後サポート事業（ほっとママカフェ）：（母）実/延 15/28人、（児）実/延 16/31人	A	・令和8年1月から産後ケアの申請方法をログフォームで電子化し、利用者の負担軽減を図った。	継続	・サポートが必要な方が、適切な時期に必要な支援を利用することができるよう、医療機関等と連携し支援する。
妊婦とその家族のための子育てに関する学習会	子育てに関する学習会（パパママクラス）において、夫婦で子育てをするための専門講師による講話や、赤ちゃんの沐浴実習等を行います。	子育て包括支援課	妊婦体験や沐浴実習を通し、夫婦が協力して育児に取り組むための実践的なスキルを習得する機会として、パパママクラスを実施した。実施後のアンケート結果から、今年度より抱っこ体験の時間を追加した。実績は以下の通り。 ・実施回数6回/年 ・参加110組（実・延）/年 ・妊婦体験 95組	A	・令和8年度から実施会場が変更となるため、事業の円滑な運営のため実施方法を検討するとともに、利用者への丁寧な周知が必要である。	継続	・夫婦で前向きに子育てに臨めるように、沐浴動画の視聴や赤ちゃんの抱っこやおむつ交換等の体験ブースの設置を取り入れる等、実施内容を検討し、パパママクラスのスムーズな運営に努める。
妊娠期の健康づくり	妊娠期の食事の基本や必要な栄養、たばこやアルコールに関する正しい知識の情報発信・相談対応を行います。	子育て包括支援課	妊娠届出時にパンフレットを用いて、妊娠期の食生活やアルコール・たばこに関する正しい情報を伝えることができた。面談の機会を活かし、必要な方には指導や助言を行った。	A	・妊娠届出時に限らず継続した支援が必要であるため、プッシュ配信等を利用した周知方法の検討が必要である。	継続	・今後も対面指導だけではなく、アプリのプッシュ配信等の周知を充実し、安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくりに努める。
こどもを望む家庭への支援	不妊および不育症に関する、保険適用外の検査や治療費の一部を助成します。また、事業の周知と併せて相談窓口等の情報発信を行います。	子育て包括支援課	・不妊および不育症の保険適用外の検査や治療費の一部を助成した。実績は以下の通り。 不妊治療助成69件、不育治療助成6件 ・広報に年2回、相談窓口等の情報を掲載した（茨城県のいばらき妊活・不妊治療オンライン相談サービスとオンラインセミナー、不妊専門相談センター事業グループミーティングの開催の周知）。	A	・不妊治療費の助成については、制度変更を行う。医療機関へ新制度の周知とともに、ホームページや広報により市民への周知が必要である。	継続	・令和8年度より不妊治療助成の助成内容や対象者を変更し、新たな制度として実施する。制度変更後も対象者が申請できるよう、不妊および不育症治療費用助成事業の周知する。併せて、県の相談窓口などの情報発信する。

(2) 子育て家庭への支援

取り組み	内容	担当課	取り組み内容（活動と成果）	評価	課題・改善点	方針	取組の方向性
地域子育て支援センターの充実	子育て中の親子の情報交換やふれあいの場を提供し、併せて保護者の子育ての不安や悩みの相談業務を実施します。	こども政策課	親子で楽しめるイベントを企画し、適切な安全対策等を講じながらこどもの遊び場を提供するとともに、子育ての相談対応も実施した。	A	季節ごとに親子で楽しめるイベントを実施しており利用者アンケートでも好評をいただいている。 公立2施設において、利用者の利便性を図るため、ネット予約を開始した。	継続	令和8年度についても継続してイベントや相談等を実施する。 利用者アンケートでいただいた意見をもとに利用者の利便性の向上を図る。

ファミリー・サポート・センターの充実	保育及び育児に関する多様な需要に対応するために、ファミリー・サポート・センターの会員同士による相互支援サービスを支援します。	こども政策課	預かりや送迎などの相互援助活動の支援を行うとともに、今年度からは子育て支援センターとの連携を開始し、預かり場所の選択肢を増やした。また、利用者層が多い健診会場での周知活動や会員同士の交流会を実施することで利用者拡大につながっている。	A	利用者が昨年度より17名増加、また今年度は、利用者の利便性向上を図るため、預かり場所の選択肢に子育て支援センターの施設を増やすなど連携を開始した。	継続	継続して相互援助活動のマッチングを行い、子育て支援を促進する。 また、周知活動を行い会員（特に協力会員）を増加を図る。
産休・育休明け保育の充実	出産後の保護者の就労と子育ての両立支援のため、産休・育休明け保育を実施します。出産後の保育所の入所については、保護者のニーズに応えるため、柔軟な対応をし、就労と子育ての両立を支援します。	保育課	育休明け入所予約制度を設け、出産後の保護者が育休明けに安心して復職できる環境を支援しています。	A	復職後の保育所等の入所が確保されていることにより、保護者の復職に対する不安要素が軽減され育児に専念できる。	継続	育休明け入所予約制度を継続し、出産後の保護者の就労と子育ての両立を支援します。
延長保育の充実	就労形態の多様化等に伴う保育時間の延長の需要に対応するため、開所時間を超えた保育を行います。	保育課	市内43施設にて延長保育を実施しています。実施施設へ良好な保育環境の維持向上のために補助金を交付しています。	A	保護者の就労形態の多様化等に対応した保育サービスを提供できている。	継続	保護者の就労形態の多様化等に対応した保育サービスの提供と民間教育・保育施設へ良好な保育環境の維持向上のために補助金を交付します。
休日保育の充実	就労形態が多様化に伴い、日曜日、国民の祝日等においても保育を必要とする保護者の需要に十分に対応するため保育を行います。	保育課	市内2施設にて休日保育を実施しています。休日保育については保育士の配置に配慮が必要であり、支援を行っています。	B	保護者の就労形態の多様化等に対応した保育サービスを継続している。	継続	保護者の就労形態の多様化等に対応した保育サービスの提供と民間教育・保育施設へ良好な保育環境の維持向上のために補助金を交付します。
一時預かり保育等の充実	保育所・幼稚園等に入所していない児童が保護者の都合で一時的に保育サービスが必要になったときに保育サービスを提供します。	保育課	市内17施設にて一時預かりを実施しています。実施施設へ良好な保育環境の維持向上のために補助金を交付しています。	B	保護者の都合で一時的に保育サービスが必要になったときに保育サービスを提供できている。	継続	保護者の就労形態の多様化等に対応した保育サービスの提供と民間教育・保育施設へ良好な保育環境の維持向上のために補助金を交付します。
病児・病後児保育の推進	疾病時や疾病回復期にある乳児・幼児または小学校に就学している児童で、保護者の労働やその他の理由により家庭での保育に支障がある者について、適当な設備を整える保育所やその他の施設、病院または診療所、民間施設との連携しながら、保育を実施します。	保育課	市内9施設にて病児保育を実施しています。実施施設へ良好な保育環境の維持向上のために補助金を交付しています。 就労と子育ての両立の支援ができています。	B	保護者の就労形態の多様化等に対応した保育サービスを提供できている。	継続	保護者が安心して子育てできる環境を提供するため、民間教育・保育施設へ良好な保育環境の維持向上のために補助金を交付します。
「教育・保育施設等ガイドブック」等の作成	「教育・保育施設等ガイドブック」等を作成し、施設や入所（園）手続きについて情報提供を行います。また、同内容についてホームページに掲載します。	保育課	「教育・保育施設等ガイドブック」等を作成し、施設や入所（園）手続きについて情報提供を実施。また、同内容についてホームページに掲載。	A	保護者へ施設や入所（園）手続きに必要な情報を提供できている。	継続	保護者が必要とする情報を提供できるよう、「教育・保育施設等ガイドブック」等を適宜見直し、情報を発信します。
家庭教育学級の充実	親としての責任やこどもへの対応等、家庭教育学級を通じて親楽ブック学習会を実施します。同じ学級の保護者と考えることで、心豊かな家庭のあり方について考える機会を提供します。	生涯学習課	・小中学校家庭教育学級支援 ・家庭教育講演会の開催 ・親学習プログラム（親楽ブック）学習会の実施	B	・市内小中学校で開催する家庭教育学級に補助金を交付、推進体制を整備し、各学校ごとに行われる活動を支援した。 ・家庭教育に関する講演会を通して、親や地域住民が子育てについて考え、家庭や地域の教育力の向上を図ることができた。 ・NPO法人ネットワークサポート親楽に講師を依頼し、保護者同士が交流を図り、子育てに関しての知識やスキルを学ぶ学習会を開催することができた。	継続	令和7年度の取組を継続しながら、家庭教育学級のさらなる充実を図る。
ブックスタートの充実	生後5か月の赤ちゃんとその保護者を対象に、絵本を通して楽しくあたたかいひとときが持たれることを願い、家庭での読み聞かせのきっかけづくりとしてボランティアによる読み聞かせの実演やアドバイスを行います。また、絵本等を入れたブックスタートバックをプレゼントします。	三和図書館	古河地区対象（福祉の森）で10回、総和地区対象（健康の駅）で8回、三和地区対象（健康の駅）で8回、延べ26回事業を実施。 郵送を含め671組の親子に絵本を配布した。	A	ブックスタートボランティア協力員の減少に伴い、募集を行った。	継続	令和7年度の取り組みを継続する。
児童手当の支給	18歳到達後の最初の3月31日までのこどもを養育している方に手当を支給します。	こども政策課	高校生年代（18歳到達後の最初の3月31日まで）のこどもを養育している方へ偶数月に児童手当を支給した。	A	申請に基づき、児童手当を適正に支給することができた。	継続	引き続き児童手当制度に則った支給を行っていく。
事業所等における育児休業制度の導入の促進	育児休業制度の広報・啓発等を推進し、就労と子育ての両立支援のための環境の醸成を図ります。就労と子育ての両立支援に取り組む企業の情報収集・提供を行い、男女を問わず就労生活と家庭生活の調和の取れた働き方の普及啓発に努めます。	人権推進課	・「仕事」と育児や介護、趣味、学習等の「仕事以外」の生活との調和を図り、その両方を充実させるため、ワーク・ライフ・バランス研修において市作成のガイドブックを配布した。	A	・研修においてガイドブックを配布したことで、各企業の取り組みを促す一助となり、仕事と私生活を共に充実させるための環境づくりへの関心を高める契機となった。	継続	特に男性の育児休業については、男女共同参画プランにおいても指標として重視しており、継続して啓発に努める。
		産業戦略課	広報啓発活動を通じて、制度周知に努めた。	A	ハローワーク古河に設置しているマザーズコーナーについて、市HPに掲載した。	継続	広報活動に努める。
幼児教育・保育の無償化	就労等により保育の必要のある保護者に対し、保育無償化の制度に基づき幼児教育・保育に係る施設及びサービスの利用料について給付します。保護者の経済的負担を軽減し、こどもの健やかな成長を支援します。	保育課	幼児教育・保育に係る施設及びサービスの利用料について給付をしています。	A	幼児教育・保育に係る施設及びサービスの利用料について給付することで保護者の経済的負担を軽減できた。	継続	就労等により保育の必要のある保護者に対し、保育無償化の制度に基づき幼児教育・保育に係る施設及びサービスの利用料について給付します。
子育て世帯の住宅取得支援	39歳以下の若者世帯及び15歳以下のこどもを養育する子育て世帯の住宅取得を支援し、若者・子育て世帯の市内定住・移住促進を図ります。	シティプロモーション課	若者・子育て世帯まちなか住宅取得奨励金について申請受付を行った。	A	交付決定数は100件に達し、すべての申請を滞りなく交付決定した。ただし、問い合わせ等で申請期間を過ぎてしまった等の事案も一定数生じていたことから、市ホームページやSNS等を活用し、より効果的な制度周知を図る必要がある。	継続	円滑な申請受付を継続することはもちろんのこと、制度周知を図ることでサポート体制を充実させる。

ワーク・ライフ・バランスに関する普及啓発	テレワークやフレックスタイム制等、一人ひとりのライフイベントや生活様式に合わせた柔軟な働き方を推進し、就労と子育ての両立支援のための環境の醸成を図ります。	人権推進課	・11/7(金)に、野本電設工業コスモスプラザにて「ワーク・ライフ・バランス研修」を開催し、市内企業および市職員合わせて100名の参加があった。「多様な価値観を認め合い、共に未来を創る」をテーマとした鬼澤慎人氏の講演のほか、研修冒頭では、高校生・大学生が市内企業および市役所を訪問して学んだダイバーシティやWLBの現状について発表を行った。	A	・学生による企業訪問報告を交えたことで、世代間の価値観の相違やダイバーシティ推進、ワーク・ライフ・バランスの充実について、官民が多角的に学ぶ場となった。官民のみならず学生自身の意識醸成にも繋がったため、今後も多様な人材が活躍できる職場環境づくりに向け、継続的な啓発を推進する。	継続	市においてもワーク・ライフ・バランスの重要性は高まっており、学生の参加による啓発事業など、事業を改良し継続する。
		産業戦略課	広報啓発活動を通じて、制度周知に努めた。	A	ハローワーク等から受領したパンフレット等について、速やかに関係各所へ展開した。	継続	広報活動に努める。

(3)特に配慮が必要な家庭への支援

取り組み	内容	担当課	取り組み内容(活動と成果)	評価	課題・改善点	方針	取組の方向性
生活困窮者支援等のための地域づくり	「地域共生社会の実現」を目指して、きめ細やかな地域福祉活動の活発化、地域サポーター等のボランティアの育成、地域ネットワークの充実を図ることにより、「地域力」の強化を目指します。また、生活困窮者等に対して相談支援と見守りを兼ねた食料配布を行います。	福祉推進課	地域福祉活動の活発化のため、地域住民のニーズ・生活課題の把握、地域住民の活動支援・情報発信、居場所づくり、行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開等を行う。	A	支援を行った地域活動団体の立ち上げがあった。また、地域講演会や地域サポーター養成講座を実施し、その後の地域活動につながった。生活困窮者等への食料配付は、目標数を超える実績となった。	継続	引き続き、地域福祉活動の活発化のため、地域住民のニーズ・生活課題の把握、地域住民の活動支援・情報発信、居場所づくり、行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開等を行う。
生活困窮者(世帯)への支援	生活保護の相談、申請、調査、家庭訪問等を行いながら、生活に困窮する世帯へ支援をします。	社会福祉課	生活保護の相談や申請を迅速に行い、生活困窮世帯(こどもがいる世帯を含む)に支援を行った。	A	関係部署等と連携しながら、生活困窮世帯(こどもがいる世帯を含む)への支援を行うことができた。	継続	生活保護の相談や申請を迅速に行い、生活困窮世帯(こどもがいる世帯を含む)に対し、今後も支援を継続していく。
生活困窮者の自立支援	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化のため生活困窮者に包括的な支援を行います。生活困窮者・その家族等から家計・就労・住居等に関する相談に応じ、情報提供や必要に応じた支援を行い、自立の促進を図ります。	福祉推進課	生活困窮者・その家族等から家計・就労・住居等に関する包括的な相談に応じ、情報提供や必要に応じた支援を行い、個別の支援プランを作成し、自立の促進を図る。	B	生活困窮者・その家族等から包括的な相談に応じ、支援プランに基づき支援を行った。家計に関する支援は想定どりの支援件数となったが、就労準備に関する支援件数は想定以下だった。事業周知や他機関との連携を強化する必要がある。	継続	引き続き、生活困窮者・その家族等から家計・就労・住居等に関する包括的な相談に応じ、情報提供や必要に応じた支援を行い、個別の支援プランを作成し、自立の促進を図る。支援に当たっては、関係機関との連携・協働を図る。
小中学校でかかる費用の援助	経済的理由により、義務教育を受けることが困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学校教育に必要な費用の一部を援助し、経済的負担を軽減します。	教育総務課	・準要保護児童生徒援助費補助金の支給(年3回、2258件) ・特別支援教育就学奨励費の支給(年1回、290件)	A	・古河市就学援助費支給事務取扱要綱に基づき、対象者へ補助金を支給した。 ・古河市特別支援教育就学奨励費支給要項に基づき、対象者へ奨励費の支給を行った。	継続	・引き続き補助金・奨励費の支給を行うとともに、対象者が申請しやすい環境の整備に努めていく。
奨学金の給付	成績優秀であるが、経済的理由により高等学校等への就学が困難な高校生等に対し松岡奨学金を給付します。	教育総務課	・松岡奨学金給付希望者の募集(6月) ・奨学金選考委員会を開催し、奨学生を決定(13名) ・奨学金の給付(7月・12月)	A	・成績優秀であるが経済的理由により就学が困難な高校生等に対して松岡奨学金を給付することにより、教育の機会均等が図られ、人材の育成に寄与することができた。	継続	・市HP、SNS等で幅広く制度を周知し、引き続き、教育機会の均等を図れるよう松岡奨学金の支給を行う。
基幹相談支援センターによる相談支援	障がいの種類や程度に関わらず、障がいのある人やその家族から障がいサービスの利用や権利擁護等の各種相談について、専門的な知識をもった職員が相談に応じます。	障がい福祉課	・専門性を活かし、個別のニーズに応じた質の高い相談支援を提供した。 ・市内相談支援事業所への指導や定期的な研修会開催を通じて、市内全体の相談支援体制の向上に貢献した。	A	基幹相談支援センターが利用者個々への質の高い支援だけでなく、地域全体の相談支援の質の向上に重要な役割を果たしている。	継続	今後も関係機関や相談支援事業所との連携を強化し、地域全体の相談支援の質の向上に積極的に取り組んでいく。
地域活動支援センターによる相談支援等	障がいのある人やその家族等からの相談に対し、必要な情報の提供や助言を行う相談支援事業を実施します。また、地域生活の促進を図ることを目的に、障がいのある人に対し、創作的活動または生産活動の機会を提供し社会との交流を行います。	障がい福祉課	・障がいのある人や家族等が気軽に相談できるよう、地域生活で直面する様々な課題の解決を支援することで、安心した暮らしの実現をサポートした。 ・地域生活の促進を図るため、障がいのある人に創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流が深まるよう支援した。	A	身近な地域で相談対応できることにより、障がい者への創作・生産活動を通じた地域参加・社会交流が図れている。	継続	障がいのある方が安心して地域生活を送れるよう、個別課題の解決と地域参加・社会交流を図っていく。
障がい者への地域生活の支援	障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むために必要な支援を行います。障がいのある人や児童、その保護者等のさまざまな相談に応じ必要な情報の提供や助言等を行う相談事業や日中の預かりであるデイスティ事業、日中に活動する場所を提供する日中一時支援事業、重度障がい者が大学等に修学するにあたり、通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を行います。	障がい福祉課	・多様な事業を通じて、個々の障がいのある人やその家族のニーズに応じたきめ細やかな支援を提供し、誰もが地域社会の中で安心して自立した生活を送り、豊かな人生を送れるようサポートした。	A	個々の障がいのある人やその家族のニーズに応じたきめ細やかなサービスが提供されている。	継続	令和7年度の取り組みを基盤とし、今後も障がいのある人やその家族のニーズを定期的なヒアリングやアンケートを通じて調査し、その結果に基づき、新たなサービスの開発や既存事業の改善を迅速かつ柔軟に行い、常に最適な支援を提供できるよう取り組んでいく。
障がい者への医療費等の助成	指定難病患者の医療費負担軽減のため医療費の一部を助成します。また、重度障がい(児)者に対し、通院等タクシー利用料金の助成、20km以上の歯科治療施設通院にかかる費用の一部を助成します。	障がい福祉課	・各種医療費助成制度を通じ、障がい者の経済的負担を軽減し、必要な医療の受診機会を確保することにより、障がい者の健康の維持・向上を支援した。	A	障がい者の医療費等に係る経済的負担の軽減が図られており、必要な医療の受診機会の確保に一定の効果が認められる。	継続	医療費等助成制度の活用促進と効果の向上を図る。
障がい児の保育の充実	保育所において、集団保育可能な発達遅れの児童を受け入れ、保育します。今後、さらなる充実を図ります。	保育課	要支援児に対する保育を推進するため、保育士の加配等に要する費用を受け入れている施設へ補助金を交付しています。	A	補助金を交付することで、施設での支援児の受け入れが環境が整えられる。	継続	施設での支援児の受け入れが環境が整えられるよう、補助金を交付します。

障がい児への手当の支給	精神または身体に中程度以上の障害を有する20歳未満のこどもを扶養している人等で、所得限度額未満の方に手当（特別児童扶養手当）を支給します。	障がい福祉課	・手当については、制度の適正な支給に努めるとともに、対象となる世帯が漏れなく受給できるよう、窓口や広報媒体を通じた周知を行った。 ・関係機関との連携により、支援を必要とする家庭の把握に努め、申請手続きの支援や相談対応の充実を図った。	A	評価理由については、制度の周知及び適正な支給に継続して取り組んだ結果、対象となる世帯に対して漏れのない支給が図られており、計画どおり進捗している。	継続	適正支給と制度周知及び関係機関との連携を継続し、制度の利用促進を図る。
障がい児の通所支援	療育の必要な児童が障がい児通所を利用することにより、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。	障がい福祉課	・関係機関と連携しながら、療育の必要な児童が早期に障がい児通所支援を利用できるように適正な支給決定に努めた。 ・障がい児やその家族が安心して通所できるように支援を行った。	A	障がい児通所支援の利用者は増加しています。また、申請後速やかに支給決定することで、療育が必要な児童への早期療育が図れている。	継続	今後も関係機関と連携しながら、早期療育の促進に努める。
短期入所支援（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気等の理由により施設において夜間も含め短期間、施設に宿泊し入浴、排せつや食事の介護等を行います。	障がい福祉課	・地域生活支援拠点「こがサボ」を周知し、短期入所の利用者増に努めた。	A	短期入所の支給決定は増加しています。短期入所の利用により介護者の心身の休息を図り、虐待等の防止につなげています。また、親元からの自立等に向けての体験の機会・場としても機能している。	継続	今後も地域生活支援拠点「こがサボ」を周知し、関係機関と連携しながら、必要に応じて自宅で介護する人のサービス利用につなげる。
障がい者の社会活動参加の支援	茨城県が主催する障がい者スポーツ大会等のイベントへの参加やスポーツ及び文化芸術活動の機会を提供することを目的とした各種教室を開催します。また、障がい者団体に補助金を交付し、団体活動の支援を行います。	障がい福祉課	・茨城県主催イベントへの参加および各種教室の開催、障がい福祉サービス事業所対抗スポーツ交流会を開催し、障がい者団体への補助金交付を通じて、障がい者の社会参加促進に取り組んだ。	A	イベントおよび各種教室の参加者が増加傾向にあることから、障がい者の社会参加が促進できている。	継続	イベントおよび各種教室を今後も継続し、障がい者の交流の機会を提供する。
高等学校卒業程度認定試験合格の支援	ひとり親家庭の世帯員が、高等学校卒業程度認定試験に合格するための講座を修了したとき及び合格したときに、講座の受講費用の一部を支給し、経済的な負担の軽減と経済的自立を促進します。	こども政策課	ひとり親家庭の親が高校卒業程度認定試験の受験のための講座受講に際し、制度について案内し給付金を支給することで経済的な負担の軽減を図り、経済的自立を促すことができた。（受講開始時給付金（通信制）：1件）	A	事前相談の段階から、受講の時期や期間等を確認しながら制度について案内し申請してもらうことで、受講希望者の経済的負担を軽減し、安心して受講できるよう事務処理を進められた。	継続	引き続き、受講希望者の相談内容をよく聞き取りし制度のついて案内・申請をしてもらうことで、受講者の経済的負担の軽減を図りながら経済的自立を促していく。
高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の親が、就業に結びつきやすい国家資格等の資格を取得するため養成機関で修学する場合に、給付金を支給し、経済的な負担の軽減と経済的自立を促進します。	こども政策課	ひとり親家庭の親が就職に有利な資格取得を目指すため養成機関で修学する場合、制度について案内し促進給付金を支給することで経済的な負担の軽減を図り、経済的自立を促すことができた。	A	事前相談の段階から、受講の時期や期間等を確認しながら制度について案内し申請してもらうことで、受講希望者の経済的負担を軽減し、安心して受講できるよう事務処理を進められた。	継続	引き続き、受講希望者の相談内容をよく聞き取りし制度のついて案内・申請をしてもらうことで、受講者の経済的負担の軽減を図りながら経済的自立を促していく。
児童扶養手当の支給	18歳到達後の最初の3月31日までのこども（障害の状態にある場合は20歳未満）を養育しているひとり親等の方で、所得限度額未満の方に手当を支給します。	こども政策課	ひとり親家庭の親に対し、生活の安定と私立の促進のため児童扶養手当を支給している。支給に際し事前相談を受け、本人や家庭の状況をよく聞き取りしたうえで、申請を案内している。	A	申請前に事前相談をうけ本人や家庭の状況をよく聞き取りしてから、制度の案内・申請を受けることで、適切に支給することができている。	継続	引き続き、申請希望者の相談内容をよく聞き取りし制度のついて案内・申請をしてもらうことで、ひとり親家庭の生活の安定と自立を促していく。
ひとり親家庭への医療費の助成	18歳までのこどもを養育するひとり親家庭の母子または父子等に対し、医療機関等を受診した際の保険診療分の一部負担金を助成します。（所得制限あり）	国保年金課	・届出等により受給要件を満たす人に対し、制度や申請の案内を行った。 ・18歳までのこどもを養育するひとり親家庭の母子または父子等（受給者）に対し、医療機関等を受診した際の保険診療分の一部負担金を助成した。	A	医療費の一部負担金を助成することで、医療機関に受診しやすくなり、経済的負担の軽減を図ることができた。	継続	・届出等により受給要件を満たす人に対し、制度や申請の案内を行う。 ・18歳までのこどもを養育するひとり親家庭の母子または父子等（受給者）に対し、医療機関等を受診した際の保険診療分の一部負担金を助成する。
養育に支援を必要とする家庭への訪問	特に支援を必要とする家庭に対して継続的に家庭訪問を行い、親子の心身の状況・養育環境等を把握し、適切なサービス提供につなげます。	子育て包括支援課	・特に支援を必要とする家庭に対して継続的に家庭訪問を行い、状況に応じて母子保健や要対協担当部門との同行訪問を実施し、包括的な支援につなげた。実績は以下の通り。 ・養育支援訪問数：児童相談係522件、母子保健係100件、同行訪問数33件	A	・養育支援訪問家庭は養育者の育児能力や経済的困窮、虐待等、複数の課題を抱えているケースが多いため、包括的な支援が必要である。今後も関係機関と共同し、適切なサービスにつなげるよう支援を継続していく。	継続	・複数の課題を抱える家庭に対しては、児童相談係との同行訪問や継続的な電話・訪問等による支援を行い、心身の状況や養育環境等を把握し、適切なサービスの利用につなげる。
配偶者暴力相談支援センター	配偶者等からの身体的、精神的、社会的、経済的、性的な暴力被害者に対する相談に応じ、自立に向けた支援をします。	子育て包括支援課	電話相談や面接では、相談者の気持ちに寄り添い、暴力から逃れるための具体的な方法について一緒に考える姿勢で相談を受け、本人の要望に沿って、必要な書類の作成、一時保護、母子生活施設入所等のサポートを行った。 ・新規DV受付件数 87件 ・一時保護対応件数 3件 ・母子生活支援施設入所者 延 42世帯、122人（R7 1年間）	A	・被害者、加害者双方からの相談を受けることもあり、対応に苦慮する。年々、DV被害者が抱える問題が多様化してきており、より専門的な知識の習得が必要である。	継続	・公的機関や民間で行っている研修に参加し、知識の習得に務める。施設入所世帯が自立できるよう、施設職員と連携しながら支援する。

（４）地域でこども・若者支援に携わる人への支援

取り組み	内容	担当課	取り組み内容（活動と成果）	評価	課題・改善点	方針	取組の方向性
社会福祉団体活動の支援	地域福祉活動推進のため、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会及び保護司会や更生保護女性会等の活動を支援します。	福祉推進課	・補助金を交付。 ・民生委員児童委員、保護司会、更生保護女性会の会議や研修が円滑に開催されるよう支援。 ・民生委員児童委員の活動を広報紙に掲載・周知。	B	補助金の交付、並びに会議や研修の開催支援を行うことにより、地域の身近な相談窓口として、大きく貢献いただいた。今後は、さらに広く周知を図り、市民が円滑に相談につながるよう努める。	継続	引き続き地域福祉活動推進のため、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会及び保護司会や更生保護女性会等の活動を支援する。
子ども夢交付金制度の利用促進	こどもたちの感動を生み出すことにより、夢と誇りを創出する諸活動を実施し、こどもたちの健全育成及び郷土愛の醸成を図る団体に対し、子ども夢交付金を交付します。	生涯学習課	・任意団体自らが計画実施に携わる自然体験や社会奉仕体験等に対し、学生の参加者数に応じた経費の一部助成を行い、健全育成に資する諸活動の活性化を図った。	A	市のHPや市子連総会等で子ども夢交付金制度について周知し、利用の促進を図ることができた。令和7年度の申請件数は50件で昨年度に比べ17件増加した。	継続	令和7年度と同様の取組みを展開し、子ども夢交付金制度の更なる利用促進と諸活動の活性化を図る。

居場所づくりにかかわる人たちへの支援	市内に多数・多様な居場所ができるよう、居場所づくりに取り組む団体等の育成や運営支援等を行います。	こども政策課	こどもの居場所ネットワークとまりぎを組織した。また、こどもの居場所に取り組む団体に対して調査を実施し、22団体より回答を得た。居場所運営に取り組む11団体に対して運営支援として補助金を交付した。	A	居場所づくりに取り組む団体で構成された「こどもの居場所ネットワークとまりぎ」を組成した。団体間での情報共有の場の提供や、補助金交付による運営支援を実施した。	継続	市内の居場所が掲載された居場所マップの配布を実施する。 市民向けのイベントや団体向けのセミナー等を実施することで団体の新規獲得及び育成をしていく。 運営支援のための補助金交付を継続して実施する。
コミュニティスクール 地域学校協働活動	学校運営協議会で、学校・家庭・地域が学校運営の基本方針について議論し、「育てたいこどもたちの姿」を共有します。その実現のため、交付金を交付する等して、地域の力を活用した地域学校協働活動を支援します。	教育総務課	・文部科学省CSマイスターを講師に招き、「古河市コミュニティ・スクール 地域学校協働活動研修会を実施（学校運営協議会委員129名参加）（7月） ・市内小中学校全校に、学校運営協議会を進める上での課題や必要とする伴走支援について聞き取りを実施 ・指導主事と社会教育主事が講師となり、教務主任を対象とした学校運営協議会の実効的な活用についての研修会を実施（9月）	B	・各学校が、学校運営協議会を進める上で、どのようなことに課題を感じているかを把握し、必要な伴走支援を継続して行っていく必要がある。 ・生涯学習課の担当者とともに、どのような内容の研修会を企画したらよいかを協議していく必要がある。	継続	・年度初めに、昨年度実施したアンケートのまとめと「古河市学校運営協議会制度運営マニュアル」を各学校に送付し、今年度の活動に見通しをもってもらう。 ・生涯学習課と連携し、学期ごとに実効性のある研修会を実施することで、学校運営協議会の円滑な運営を促す。
		生涯学習課	・地域学校協働活動交付金を12校に交付した。 ・研修会を実施し、制度の理解を深めるための情報提供や活動事例の紹介等を行った。	A	地域学校協働活動交付金の申請団体に財政支援を行い、実績報告においてその効果的な活用が確認できた。	継続	新規に申請を見込む対象団体への丁寧な説明指導とともに地域学校協働活動の更なる浸透発展を支援する。

目標4 こどもが自分らしく生きる力を育むまち

（1）幼児期から学童期の教育・保育の充実

取り組み	内容	担当課	取り組み内容（活動と成果）	評価	課題・改善点	方針	取組の方向性
教育・保育施設の環境整備	利用者の安全性の向上及び入所定員の拡充を目的とし、人材の確保方策の検討や、市内公立・私立保育所（園）を対象に老朽化した施設等の改築更新等を行います。	保育課	保育人材確保のためのセミナー開催の支援をしました。私立園からの相談に応じ、国補助金を活用した老朽化施設の改築等を支援しました。	A	セミナーの開催や改築等に関する支援を行うことで、安全安心な保育環境の維持向上が図られた。	継続	保育人材の確保方策や、市内保育所（園）等を対象とした改築更新等の支援を行います。
保育サービスの充実	保護者の就労又は疾病等により、家庭において乳幼児を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育所での保育を実施します。また、国や県と連携し、保育サービスの質の向上のための研修の推進や指導監査を行います。	保育課	保育サービスの質の向上のための研修に要する費用に対する補助金を交付しています。また、県と連携し指導監査を実施。	A	保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、こどもを安心して育てることができる体制を整備することができた。	継続	こどもを安心して育てることができる体制整備を行っています。
教育・保育施設への給付	教育・保育施設としての機能維持及び乳幼児に対する教育・保育と福祉の向上を図るため、教育・保育施設に給付費を支給します。	保育課	教育・保育施設へ給付費を支給しています。	A	教育・保育施設としての機能維持及び乳幼児に対する教育・保育と福祉の向上が図られた。	継続	教育・保育施設としての機能維持及び乳幼児に対する教育・保育と福祉の向上を図るため、教育・保育施設に給付費を支給します。
幼児と小学校児童との交流	こどもたちが小学校にうまく適応できるように、こどもに関する保育所・幼稚園等と小学校との情報交換や、小学校の入学前相互訪問等を実施します。	保育課	こどもたちの育ちや学びを小学校の生活や学習に円滑に接続できるよう、小学校との連携・接続に取り組む幼児教育・保育施設へ給付費の加算を行っています。	A	幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続のための「幼保小の架け橋プログラム」の作成や交流活動等の実施が図られた。	継続	こどもの発達や学びの連続性を確保して小学校への円滑な接続ができるよう支援します。
		指導課	・幼児教育と小学校教育の円滑な接続を推進するために、幼児教育施設職員及び小学校職員を対象とした教育課程編成等に関する合同研修会を開催した。60名を超える方が参加した。 ・全ての市内小学校において、架け橋カリキュラムを完成し、それをもとに実践を行った。また、接続計画書を作成し、幼児教育施設と小学校の相互訪問等を行った。	B	・毎年、合同研修会を開催し、幼児教育と小学校教育の接続が進んでいる。 ・全ての市内小学校において架け橋カリキュラムを作成できた。 ・小学校区における幼児教育施設職員と小学校職員との交流をさらに深める必要がある。	継続	・県幼児教育アドバイザーを招き、特別支援が必要な幼児や児童への対応について専門的知見からの指導をいただく予定である。 ・昨年度の実践をもとにして、架け橋カリキュラムを改善・発展させていく。
放課後児童クラブの充実	就労等により昼間家庭に保護者がいない就学児に対し、放課後安全安心に過ごせる環境を提供し、健全育成を図ります。	生涯学習課	・市内23小学校すべてにおいて、学校の余裕教室、敷地内外単独施設、近隣公的施設などを利用して児童クラブを設置し、21校が民間委託、2校が保護者会により運営している。 ・各クラブで国の指針等を遵守し安全に過ごせる場を提供している。	A	・全ての小学校で実施で運営ができており、年度末時点においては待機児童は0名である。	継続	令和7年度同様の取り組みの実施。
世代間交流事業の推進	保育施設の在園児と異年齢児や地域との交流を推進します。	保育課	保育施設の在園児と異年齢児や地域との交流事業に係る費用の一部に補助金を交付しています。	A	在園児と異年齢児や地域との交流が図れ、保育施設だけでは体験できない環境を提供することができた。	継続	保育施設の在園児と異年齢児や地域との交流を推進します。

（2）こどもがのびのび育つ教育機会の提供

取り組み	内容	担当課	取り組み内容（活動と成果）	評価	課題・改善点	方針	取組の方向性
わたらせ水辺の楽校活動の充実	渡良瀬川流域で自然の大切さを身近に感じるための多様な体験機会を提供し、生態系保護の意識や生き物への興味関心を高めるとともに、地域の特長を知ることによって郷土への愛着を育みます。	生涯学習課	・年4回の自然体験イベントに延べ284名が参加した。渡良瀬川流域で魚つかみなどの体験活動や環境保全活動を通して自然の大切さを学び、生き物への興味関心を高めた。	A	イベント毎に趣向を凝らしコンスタントに参加者数を確保し、事業終了後の保護者アンケートでも概ね良好な評価をいただいた。	継続	令和7年度と同様の取組みを展開し、わたらせ水辺の楽校を核とする各種体験活動の充実と郷土愛を育む。

集団体験活動の充実	こどもたちが異年齢の集団で行う多様な体験活動（自然体験活動やボランティア活動）を通して豊かな人間性や社会性を培うとともに、規範意識やコミュニケーション能力の向上を図ります。	生涯学習課	・市子連主催の宿泊やスポーツイベントを始め、わたらせ水辺の楽校アトラクション、古河こどもまつりのブース遊び等の交流によりこどものコミュニケーション能力の向上に努めた。	A	幼少期から学齢期への発達段階に応じた様々な体験活動の機会を提供し、コミュニケーション能力や主体性、協調性、チャレンジ精神など社会で求められる能力を育成することができた。	継続	令和7年度と同様の取組みを展開し、異年齢の集団における活動の活性化と青少年の豊かな社会性を育む。
姉妹都市交流の推進	姉妹都市交流を通じて、多様な生活文化に触れ、創作活動や体験活動の機会を確保し、豊かな人間性や社会性を培います。	生涯学習課	・古河市から小学5・6年生31人が参加して真室川町を訪問し、真室川町児童らと交流を図った。	A	山形県真室川町教育委員会との連携のもと、両市町の歴史文化の学習、地域特色を生かした創作や雪上体験活動など、多様な生活文化に触れ、豊かな人間性や社会性を培うことができた。	継続	今後も引き続き、真室川町との姉妹都市盟約に基づく教育や文化の交流推進と相互の友好発展を図る。
青少年活動指導者の育成確保	青少年活動に係るこどもたちへの指導向上につながる各種研修等への参加を促し、ジュニアリーダーサークル（ダンデライオン）等の指導者を育成・支援します。	生涯学習課	・団体自らが行う研修会の企画立案や他団体で企画する交流会等への参加、併せて市事業等への参画実践により指導者スキルの向上を図った。	A	内外の研修参加による指導者スキルの向上に加え、古河こどもまつりやわたらせ水辺の楽校イベント、姉妹都市交流等市の推進事業の補完的役割に一定の成果があった。	継続	令和7年度と同様の取組みを展開し、ボランティア活動の更なる充実と若年指導者の育成確保を図る。
青少年団体の育成支援	子ども会育成連合会をはじめとする青少年育成団体の取組みを更に活性化し、こどもたちの発達に応じた集団活動や多世代の交流機会が提供されるよう持続性ある活動の支援にあたります。	生涯学習課	・子ども会育成連合会や市民会議などの青少年育成団体に対し活動補助金を交付するとともに、団体運営や各種事業に対する支援を行った。	A	青少年育成団体による企画イベント等の事業運営及び財政面での支援を図り、持続的な集団活動や交流機会の提供が図られたため。	継続	令和7年度と同様の取組みを展開し、青少年育成団体の支援とこどもたちの集団活動や世代交流の促進を図る。
いのちの教育	中学生を対象に、講話や赤ちゃん人形の抱っこ体験等を通して、いのちの大切さや自分と向き合い将来を考える機会を提供します。	子育て包括支援課	・市内中学校10校のうち、希望があった8校に「いのちの教育」の講話を実施した。講話では、赤ちゃん人形や胎児モデルを使用し、妊娠から出産時期の女性の身体の変化や心の変化について伝えた。また、生徒やその保護者に対して心や体についての相談窓口を記載したパンフレットを配布した。	A	・いのちの教育を実施した中学校へのアンケートでは、人との距離感をつかめない生徒によるトラブルや不安を感じている生徒が多いことや、自己肯定感が低い生徒がいるとの学校側の意見が聞かれた。それらを踏まえ、講話の内容等を検討する。 ・講話の希望がなかった市内中学校の2校は、助産師や産婦人科医に依頼し講話を実施しているとのことだった。	継続	・今後もいのちの教育により、自分と向き合い将来を考える機会を提供する。また、生徒が自分自身の心身の健康や将来について主体的に考えられるようなプレコンセプションケアに関する内容を継続する。

（3）こどもの居場所・活動・体験機会の提供

取り組み	内容	担当課	取り組み内容（活動と成果）	評価	課題・改善点	方針	取組の方向性
既存施設を利用したあそび場の創設	既存の公民館等の社会教育施設・スポーツ施設等のルールまたは運用を変更することや指定管理者の自主事業の活動を通して、こどもの居場所・活動・体験機会（親子で楽しめる親子講座等）を検討し提供します。その際に、地域施設の予約システムを使用し、施設を柔軟に活用します。	こども政策課	駅前子育て広場及びネーブル子育て広場で親子で楽しめる季節ごとのイベントを実施した。	B	子育て広場において定期的に玩具を入れ替えたり、親子で楽しめるイベントを実施することで体験機会を提供した。 現在、子育て広場では予約システムを利用していない。	継続	継続して親子で楽しめるようなイベントやこどもに飽きさせない遊び場を提供していく。
		社会教育施設課	公民館講座においては、輪番制において親子講座を実施してきた。令和6年度からの予約システム導入により今まで利用のなかった世代（学生等）の利用者が増加した。	A	地域に偏りのないよう、輪番制で親子講座を実施し、居場所づくりに努めてきた。予約システム導入前は毎月1日の朝、先着順での施設予約申請であったため現役世代の利用は難しい状況であったが、予約システム導入により全世代（学生等）の利用が可能となった。	継続	令和8年度より指定管理者制度に移行したが、今後も地域に偏りのないよう、親子講座等こどもの居場所づくりを実施するよう指定管理者と協議を進める。また指定管理者の自主事業により子どもの居場所づくりを目指す事業を推奨する。また令和8年4月からは個人利用についても予約システムを開放したので、より若い世代の利用を目指す。
		スポーツ振興課	・指定管理者の自主事業により、季節に合わせたイベントや、肝試し大会、預かり教室などを開催した。 ・自主事業については、公共施設予約システムではなく、直接施設での申し込みとなる。	B	指定管理者の自主事業であるゴヨーふれあいスポーツセンターで行われた肝試し大会には、約250名ほどの申し込みがあり、かなり盛況であった。なお、現行の施設予約システムでは、イベントの申し込みは不可能である。	継続	引き続き、こどもたちが興味を持ちそうなイベント等を指定管理者と協議していく。
学校体育施設の有効活用	小中学校の体育施設の空き時間を利用し、運動場や体育館(柔剣道場)を市民がスポーツを継続的に楽しめる環境を開放することで、こどもたちが安心してスポーツができる場所を確保します。	スポーツ振興課	・学校体育施設の小学校(23校)、中学校(9校)、高校(3校)を開放することで、こどもたちが安心して活動できる場を提供した。	B	学校教育に支障がない範囲で施設を開放することにより、こどもたちのスポーツ普及と発展に寄与している。	継続	令和7年度の取り組みを継続しながら、市民に広くスポーツ及びリクリエーション活動の場を提供する。
中高生向け居場所(自習室など)	特定の公民館等において、自習室を設置し無料開放を引き続き行います。自習室が満席の場合は、各館の運営状況により、空き部屋を利用した「臨時自習室」を設置し、中高生の居場所づくりを引き続き行います。	社会教育施設課	無料開放の自習室を設置し、満席の場合は、各館、空き部屋を利用した「臨時自習室」を設置し、中高生向けの居場所づくりを行いました。	A	利用者目線で館ごとの対応により積極的に「臨時自習室」を設置した。	継続	令和8年度より指定管理者制度に移行したが、収入にならない「臨時自習室」についても、中高生向けの居場所づくりのため、空き教室を利用した施設開放を行うよう、指定管理者と協議済。
		スポーツ振興課	スポーツ施設に自習室はない。一部中高生が参加できる講座もあり、高校生以上であればトレーニングルームを利用できる。	C	中高生は、部活動や勉強もあり、講座への参加も少ないが、自主的にスポーツ施設を利用している方は多い。また、スポーツ施設のため、自習室の確保は難しい。	継続	引き続き、中高生も参加できる講座について、指定管理者と協議していく。
常設プレーパーク設置に向けた検討	今後、市のプレーパーク等を整備する場合には、こども・若者、子育て当事者の意見を聴き、対話しながら整備を検討します。	こども政策課	現在、市のプレーパーク等を整備予定がないため未実施である。	D	整備予定がないため評価ができない。	継続	整備予定なし。
子育て広場の運営	子育て中の親やこどもが気軽に集い、子育ての悩みを話し合ったり、お互いに情報交換を行う場をつくります。	こども政策課	親子で楽しめるイベントを企画し、適切な安全対策等を講じながらこどもの遊び場を提供するとともに、子育ての相談対応も実施した。	A	季節に応じたイベントを企画・実施したほか、こどもが遊ぶおもちゃを定期的に変えることで飽きないようにするなどして遊び場を提供した。利用者アンケートでも好評をいただいている。	継続	利用者アンケートでいただいた意見等を参考にしながら、より親子で楽しむことのできる遊び場を提供していく。

こども食堂への支援	生活に困窮している世帯の児童等支援が必要なこどもたちに、食を通して「教育体験」、「社会体験」、「生活体験」等の機会が等しく提供されるような地域社会の実現を、様々な機関・団体等とも連携・協働しながら目指していきます。	こども政策課	こどもの居場所支援事業の一環で複数のこども食堂に対して補助金を交付した。また、他の団体と情報共有を行う場を設けることで支援を行った。	B	こども食堂に対して補助金を交付することで、体験等の提供をする場づくりを支援した。 こども食堂以外の団体と情報共有の場をつくることで横のつながりを築くことができた。	継続	居場所支援事業への申請があり、採択されたこども食堂に対して補助金の支援を実施していくほか、団体間のつながりを強めていくことで市全域で支援できる環境をつくる。
-----------	---	--------	--	---	--	----	--

目標5 こどももおとなも「育つ楽しみ、育てる楽しみ」を感じるまち

(1) こどもの文化・スポーツ・芸術の支援

取り組み	内容	担当課	取り組み内容(活動と成果)	評価	課題・改善点	方針	取組の方向性
文化施設整備推進事業	文化芸術活動の拠点となる「(仮称)古河市新公会堂」を整備して、「だれもが気軽に文化芸術を体感し、表現できる空間と、次世代への機会の創出」を目指します。	プロジェクト推進課	・(仮称)古河市新公会堂基本構想・基本計画の策定	A	・策定に当たりワークショップやパネル展、意見ヒアリング、アンケート、シンポジウムなどを実施して、市民の意見を反映することができた。 ・基本構想・基本計画を反映した管理運営計画を含む要求水準書を作成する必要がある。	継続	整備事業者の公募に向けて要求水準書を含む公募資料を作成する。
読書活動の推進	読書活動推進・支援のため、おはなし会の実施および、読書手帳の配付を行います。ライトノベル等の若年層が手に取りやすい図書を購入します。	古河図書館 三和図書館	おはなし会を述べ85回開催(主催委は各おはなし会等の団体)。新小学1年生全員に読書手帳を配布した。配布者数1,072名。1年生以外の転入生を含む。	A	特になし。	継続	令和7年度の取り組みを継続する。
スポーツ活動の推進	各スポーツ団体の強化(連携)と人材の育成を図り、「誰もがいつでもどこでも」スポーツを楽しめる環境づくりを推進します。	スポーツ振興課	・スポーツ協会、スポーツ少年団と連携し「スポーツフェスタ古河」を開催し、スポーツを楽しめる環境づくりを推進した。	A	参加者アンケート結果にて、「楽しかった、また参加したい」といった高い満足度(約90%)の成果があった。	継続	今後の目標として“カラダを動かす”だけでなく“ココロを動かす”ことを次回に向けた大きな目標(テーマ)として取り組んでいく。
スポーツイベントの開催	古河市スポーツ推進計画「誰もがいつでもどこでも参加できるスポーツの推進」の基本理念のもと、「わくわく・どきどき・るるん」をキャッチフレーズに老若男女どなたでも楽しめる体験型イベント(スポーツフェスタ古河等)を開催します。	スポーツ振興課	・11/3に開催した「スポーツフェスタ古河」において、こどもから高齢者まで参加可能なプログラム構成を提供した。	A	参加者アンケート結果にて、「楽しかった、また参加したい」といった高い満足度(約90%)の成果があった。	継続	今後の目標として“カラダを動かす”だけでなく“ココロを動かす”ことを次回に向けた大きな目標(テーマ)として取り組んでいく。
博学連携の強化	学校からの文化施設見学を積極的に受け入れます。また、体験講座や出前授業、公募企画の実施等、博物館と学校の連携強化を図ります。	文化振興課	■市内小中学校の博物館施設利用数 見学受入れ のべ17件 体験講座 のべ12件 出前講座 のべ7件 ■1ページの絵本応募状況 小中学生の部 5,707点 うち市内 小学校 3,604点 中学校 2,065点	A	・見学受入れ等、市内小中学校の利用数は平年並みの水準を保っており、一定の博学連携はとれている。 ・1ページの絵本においては、昨年に引き続き、中等教育学校を含め市内全小中学校が参加、応募点数も増加した。授業・夏休みの課題等で利用が定着している。	継続	・市バスが廃止になり、学校から博物館までの移動手段の確保がより重要な課題となっている。現状の出前講座に加え、「移動博物館」的な実物見学の機会を提供できる方法を検討しつつ、市内全小中学校が年1回は博物館施設を利用することを目指す。 ・1ページの絵本については、現状の応募状況を維持しつつ、参加者が創作行動そのものに喜びを感じられるようなノベルティ(参加賞)や賞状・記念品等を工夫していく。
文化施設等のこども・親子向けプログラムの充実	文化施設において積極的にこども・親子向けの事業を展開することで、文化芸術の視点からこどもの学びや親子の文化芸術活動参加をサポートします。	文化振興課	■8/14-15 夢あんどんと夕涼み(歴博・文学館) 総来場者数 約3,000人 うちイベント(中田永代神楽・ブラックパネルシアター・紙芝居・フルートコンサート)参加を含めた入館者2,378人 ■8/6 あんどん作りワークショップ(文学館) 参加 12組・26人 ■1/24・2/14・2/28 親子絵手紙講座(文学館)開催中止 ■11/8 土器拓本でしおりをつくろう(三和資料館) 参加 26人	B	・例年実施している夢あんどんについては、当日開催する諸イベント、関連するあんどん作りワークショップ等により様々な文化芸術活動に触れる機会を提供できている。 ・三和資料館におけるこども向けの講座は、例年、定員以上の応募があるなど、盛況を呈している。 一方で、文学館において1月～2月に全3回予定で募集した親子絵手紙講座は申込少数のため、開催に至らなかった。こども達の参加しやすい内容・時期・回数・料金等を検討し見直す必要がある。	継続	・夢あんどん関連イベント、三和資料館子ども向け講座等については引き続き、文化芸術活動への参加機会の提供を行っていく。 ・その他、こども・親子向けのイベントについては、文化施設各館を含め課内連携を密にしつつ、より充実した活動を展開していく。
郷土芸能の担い手の育成	郷土芸能の保護に努め、市民が郷土芸能に触れる機会を創出し、郷土芸能の担い手の育成に寄与します。	文化振興課	・10月12日(日) 関東ド・マンナカ祭り 2日目 ステージプログラム 民俗芸能のつどい実施 総和民芸連、神輿会、参加11団体 ・10月26日(日) さんさんまつり ステージプログラム実施 沼影・谷貝おはやし会、子供ダンスチーム2団体 雨天により多数が参加辞退 ・広報こが・古河市HPへの掲載(周知) 中田永代太々神楽(3月号)、大和田磐戸神楽(3月号)、悪戸新田獅子舞(9月号)女沼のささら(11月号)、柳橋磐戸神楽(11月号)	B	さんさんまつりにおいて、県指定文化財の「三和祇園ばやし」、「磐戸神楽」が、雨天の影響で不参加となり、公の場で発表が出来なかった。 ステージに屋根の設置や雨よけテントを検討したい。	継続	関東ド・マンナカ祭り及びさんさんまつりの一本化に向けた検討委員会が設置され、参加団体や市民等の声を聴き、効果ある事業または周知に取り組んでいく。
若者向けイベントの開催	若年層が芸術文化に触れる事業を継続的に開催するとともに、若年層自らが企画・運営等を行うイベント(青少年音楽フェスティバル等)を実施します。	文化振興課	・5月31日(土) 指導対局イベント 棋士4名、参加者20名(小学2年生～高校3年生) ・8月9日(土) 古河市青少年音楽フェスティバルVol.13 高校生11バンドによる演奏、音響体験 ・2月28日(土)、3月1日(日) 浅野恭司フェス2026in古河 ライブドローイング、浅野氏への質問 来場者400名	A	古河市青少年音楽フェスティバルにおいて、スペースU古河で開催したが、参加バンド数も増え来場者が多く会場が手狭に感じたため、開催場所を再度検討したい。 また、浅野恭司フェスは総和地域交流センターで開催したが、古河駅からのアクセスに不満を感じている参加者が多かったため、開催場所やイベント内容を再検討していく。	継続	古河市青少年音楽フェスティバルは、現状実行委員会の立ち上げから運営まで高校生主体で運営しているため、今後も高校生主体の運営体制を継続していきたい。 また、浅野恭司フェスは若年層に古河市をアピールできる機会のため、イベント内容の充実化を図り市内外に周知していく。

(2) こどもの育成に配慮したまちづくり

取り組み	内容	担当課	取り組み内容(活動と成果)	評価	課題・改善点	方針	取組の方向性
こども・子育て施設等の環境改善	国の制度を活用する等して、施設の改修等を行い、施設の環境改善や、こども・子育て機能の強化を図ります。	こども政策課	公立の子育て支援センター2施設でLAN線工事やパソコンの設置を行い、オンラインフォームでの予約を可能にすることで施設の環境改善をした。 子育て広場では、施設の設備環境を整えることで利用者が安心・安全に利用できる環境づくりを行った。	A	公立の子育て支援センターでオンライン予約を可能にすることによって、利用者の利便性を向上することができた。 子育て広場の設備を改修することにより、利用者に安心して利用してもらうことができた。	継続	子育て支援センターや子育て広場などの施設で安全性や利便性の向上を図るため随時改修等を実施することで機能の強化を図る。
こどもの命を守る防犯対策	古河市防犯協会女性部が主体となり、小学校からの要望により小学生(主に低・中学年)を対象とした防犯教室を開講し、自主防犯意識の啓発に努めます。また、夜間時も安心・安全に外出できるよう防犯灯や防犯カメラを設置します。	交通防犯課	古河市防犯協会女性部が主体となり、小学校からの要望に基づき、主に低・中学年児童を対象とした防犯教室を開催し、こどもたちの自主防犯意識の向上を図りました。あわせて、夜間における安全・安心な外出環境を確保するため、防犯灯および防犯カメラの整備・更新を実施しました。 成果 ・古河市防犯協会女性部の活動として、市内小学校10校において防犯教室を実施 ・防犯灯の新規設置 45基 ・防犯カメラの新規設置 5基 ・老朽化した防犯カメラの更新 7基	B	古河市防犯協会女性部が主体となり、市内小学校10校において防犯教室を実施し、児童の自主防犯意識の向上と犯罪被害防止に寄与した。また、防犯灯45基の新規設置および防犯カメラの新規設置5基、老朽化した防犯カメラ7基の更新を行い、夜間の安全性向上と犯罪抑止環境の整備が図られた。さらに、市内の防犯カメラ設置総数は235基となり、茨城県内で最多の設置数となるなど、面的な監視体制の強化が進んだ。これらの取り組みにより、地域ぐるみの防犯体制の強化と安全・安心なまちづくりの推進に成果が認められるため。	継続	地域の防犯力向上を図るため、古河市防犯協会女性部を中心とした防犯教室の継続実施により、児童の自主防犯意識の定着を図ります。 また、小学校や地域住民、関係団体と連携し、こどもを見守る地域ぐるみの体制づくりを推進します。 あわせて、夜間における安全・安心な生活環境を確保するため、防犯灯や防犯カメラの計画的な新設および老朽設備の更新を進め、犯罪抑止効果の高い防犯環境の整備を推進します。
こどもの安全性を確保する交通事故防止対策	警察署等関係機関と連携しながら、幼児から段階的に交通安全教室を開講し、交通安全教育を強化します。	交通防犯課	警察署等関係機関と連携し、幼児期から段階的な交通安全教育を推進するため交通安全教室を実施した。幼児施設36校、小学校23校、中学校9校、高等学校2校において交通ルールや安全な通行方法の指導を行い、発達段階に応じた交通安全意識の向上を図った。	B	幼児施設・小中学校・高校で交通安全教室を実施し、児童生徒の交通安全意識の向上に寄与したことは評価できる。一方で、未実施校への対応や体験型指導の充実など、教育内容のさらなる充実が必要である。	継続	警察署等関係機関と連携し、今年度から導入された自転車青符制度について、周知啓発を徹底します。幼児期から中学生まで段階的に、体験型交通安全教育と自転車の交通ルール・マナー指導を強化し、交通安全教育の充実を図ります。
交通安全施設の維持・管理	市民等からの要望に対し、区画線やカーブミラー等の補修・修繕および新設を行うことにより、道路の安全性を高めます。	道路河川課	・区画線やカーブミラー等の補修・修繕を定期的を実施 R7 <区画線> 66箇所 <カーブミラー等>296箇所	A	・市民等からの要望対応に加え、職員によるパトロールを平行して実施し、安心・安全で快適な交通安全施設の維持・管理に努めた。	継続	・引き続き定期的なパトロールを強化し、適正な維持・管理に努める。
通学路の安全確保	小中学校から通学路の危険箇所について報告を受け、古河警察署等の関係各署の担当者を集めた「通学路安全推進会議」を開催し、危険箇所の現状把握と各部署が実施可能な対応策を協議します。	教育総務課	・通学路の危険箇所の把握(5月) ・通学路安全推進会議を開催(7月・2月:38箇所) ・危険箇所合同点検(8月:1箇所)	A	・関係部署による通学路安全推進会議を開催し、危険箇所の現状把握及び実施可能な対応策を協議した。 ・古河警察署、関係部署及び該当校による合同点検を実施することとで、現場の状況に見合った適切な対応策を検討することができた。	継続	・通学路の危険箇所を把握し、引き続き安心安全に登下校ができるよう対応策を協議し、通学路の安全確保を図る。
道路環境の維持・管理	市民等からの要望に対し、道路等のインフラについて、適切な整備・維持管理を行い、安全性を高めます。	道路河川課	・道路等の補修・修繕を定期的に実施 R7 <道路補修依頼>1,422件	A	・市民等からの要望対応に加え、職員によるパトロールを平行して実施し、安心・安全で快適な道路の適正な維持・管理に努めた。	継続	・引き続き定期的なパトロールを強化し、適正な維持・管理に努める。
交通環境の充実	古河駅周辺に市営の駐車場、駐輪場を設け、鉄道を利用する通勤、通学者の利便性を確保します。また、市内の移動は路線バスのほか市内循環バス「ぐるりん号」やデマンド交通「愛・あい号」を運行させ、民間交通機関と一体となった地域公共交通のネットワークの構築を図ります。	交通防犯課	古河駅周辺に市営駐車場・駐輪場を整備・運営し、通勤・通学者の利便性向上を図った。また、市内循環バス「ぐるりん号」やデマンド交通「愛・あい号」を運行し、民間路線バスと連携した地域公共交通ネットワークを構築した。さらに、運転免許証自主返納支援事業を実施し、市民の日常生活を支える「地域の足」の確保に努めた。	B	駐車場・駐輪場の整備や循環バス、デマンド交通の運行により、高齢者や自家用車を持たない市民の移動手段を確保し、地域公共交通の維持と利便性向上が図られたため。	継続	古河駅周辺に市営駐車場・駐輪場を整備・運営し、鉄道利用者のアクセスと利便性を確保します。 また、路線バス、市内循環バス「ぐるりん号」、デマンド交通「愛・あい号」の運行を継続・強化し、民間交通機関と一体となった地域公共交通ネットワークを構築します。
公園の整備・管理	時代やニーズの変化に対応し、すべての人々が安全かつ快適に利用できるよう公園を整備、管理します。	都市計画課	安全かつ快適の公園を実現するため公園の管理(除草・樹木管理・施設修繕)を実施した。	B	公園維持管理においては、人件費・処分費の高騰、作業員不足、樹木の老木化、気候変動による雑草・樹木の成長加速などが複合的に課題となっている。 今後は、重点箇所や危険箇所を優先した維持管理の効率化を図る。	継続	今後も、安全な公園を実現するため、公園の適正管理を実施していく。

成果指標項目

目標	項目	取り組み	担当課	指標項目	初期値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	目標値
1.こどもが権利の主体として尊重され、自分らしく育つことができるまち	(1)こどもの権利に関する理解促進	人権擁護委員による相談啓発	人権推進課	人権教室開催数	31教室	31教室				32教室
		男女共同参画・ダイバーシティ推進体制の充実	人権推進課	男女共同参画出前講座 ダイバーシティ出前講座開催数	2講座	3講座				5講座
	(2)こどもの意見表明・参加	こどもの意見表明の推進	こども政策課	周りに自分の意見を伝えられていると思うこどもの割合	令和7年度アンケート実施	78.90%				増加
		児童・生徒への選挙啓発	選挙管理委員会	模擬投票総数	975票	1024票				1,000票
	(3)こどもの権利侵害の防止、相談	児童虐待防止ネットワークの強化	子育て包括支援課	虐待・DV対策への協力依頼事業所数	160箇所	168箇所				200箇所
		不登校児童生徒への支援の充実	指導課	不登校の児童生徒のうち、学校内外の機関につながっているこどもの割合	100%	100%				100%
		自殺対策	福祉推進課	ゲートキーパー養成講座受講者累計数	1,022人	1,140人				1,300人
2.こどもが自分の成長と発達にあわせた支援を受けることができるまち	(1)こどもの心と身体の医療、健康	乳幼児期の食育の推進	子育て包括支援課	5か月児相談の受診率(離乳食講話を受けた人の割合)	92.8%	92.4%				93%
		薬物乱用防止活動の充実	指導課	薬物乱用教室や情報モラル教室を実施した学校数	32校	32校				32校
	(2)成長・発達に応じた切れ目のない支援	療育を必要とする児童への発達支援	子育て包括支援課	児童発達支援センター契約人数(年間の実人数)	228人	214人				238人
		未就学児を対象とした就学相談等の実施	指導課	幼児教育施設の巡回相談の要請に対する実施率	92%	100%				100%
		特別支援教育の充実	指導課	特別支援教育支援員の要請に対する配置率	77.4%	77.4%				85%
	(3)若者の自立支援・社会参加	若者の社会参加支援	福祉推進課	参加支援における年間新規受付件数	6件	16件				8件
		青少年相談員による支援	生涯学習課	定期・特別街頭パトロール	102回	101回				120回
	3.こどもが家庭や地域の「守りや支え」で安心してのびのび育つことができるまち	(1)安心して出産できる環境づくり	こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問)	子育て包括支援課	こんにちは赤ちゃん訪問実施率	98.7%	98%			
産後のサポートと育児支援			子育て包括支援課	ほっとママカフェ利用終了時アンケートで「利用して育児の不安や心配が軽くなった」者の割合	83%	100%				85%
産後のサポートと育児支援			子育て包括支援課	産後ケア事業を希望した者のうち、利用に至った割合(利用者数)	89.5%	79.3%				89.5%
(2)子育て家庭への支援		家庭教育学級の充実	生涯学習課	親楽ブック学習会の実施回数	12回	15回				15回
		ブックスタートの充実	三和図書館	ブックスタート絵本配布率	96%	96%				100%
		事業所等における育児休業制度の導入の促進	人権推進課	事業所における男性の育児休業取得率	24%	23.5%				50%
(3)特に配慮が必要な家庭への支援		生活困窮者支援等のための地域づくり	福祉推進課	地域サポーター年間養成者数	34人	18人				40人
		配偶者暴力相談支援センター	子育て包括支援課	新規DV相談受付件数	36件	29件				35件
		障がい児通所支援	障がい福祉課	障がい児相談支援 利用者数(人/月)	672人	909人				1,200人
(4)地域でこども・若者支援に携わる人への支援		子ども夢交付金制度の利用促進	生涯学習課	子ども夢交付金制度利用件数	26件	48件				30件
		社会福祉団体活動の支援	福祉推進課	民生委員協議会の事業・活動の実績	295回	295回				300回
		居場所づくりにかかわる人たちへの支援	こども政策課	居場所の立上げ意向がある団体等に対する支援率	実施無し	100%				100%
4.こどもが自分らしく生きる力を育むまち	(1)幼児期から学童期の教育・保育の充実	幼児と小学校児童との交流	指導課	幼児教育施設職員と小学校教員による相互を行っている小学校	23校	23校				23校
	(2)こどもがのびのび育つ教育機会の提供	いのちの教育	子育て包括支援課	思春期教育を実施した学校数(中学校)	10校	8校				10校
		わたらせ水辺の楽校活動の充実	生涯学習課	わたらせ水辺の楽校イベント参加者数	324人	284人				340人
	(3)こどもの居場所・活動・体験機会の提供	学校体育施設の有効活用	スポーツ振興課	小学校(23校)/中学校(9校)/高校(3校) 利用者数	340,039人	280,889人				350,000人
		子育て広場の運営	こども政策課	子育て広場利用者数	16,298組	17,232組				20,000組
		中高生向け居場所(自習室など)	社会教育施設課	学習室の利用者数	11,600件	22,211件				12,200件
5.こどももおとなも「育つ楽しみ、育てる楽しみ」を感じるまち	(1)こどもの文化・スポーツ・芸術の支援	スポーツイベントの開催	スポーツ振興課	スポーツフェスタ古河 参加者数	8,500人	15,000人				20,000人
		若者向けイベントの開催	文化振興課	若年層向けのイベント開催回数	3回	3回				3回
		読書活動の推進	古河図書館 三和図書館	おはなし会実施回数	9回	85回				108回
	(2)こどもの成育に配慮したまちづくり		生涯学習課	「青少年の健全育成に協力する店」登録率	97.8%	97.7%				100%
		こどもの命を守る防犯対策	交通防犯課	防犯教室受講学校数	7校	10校				11校
	通学路の安全確保	教育総務課	通学路危険箇所対策率	60%	100%				100%	